

第38回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和3年6月11日（金）

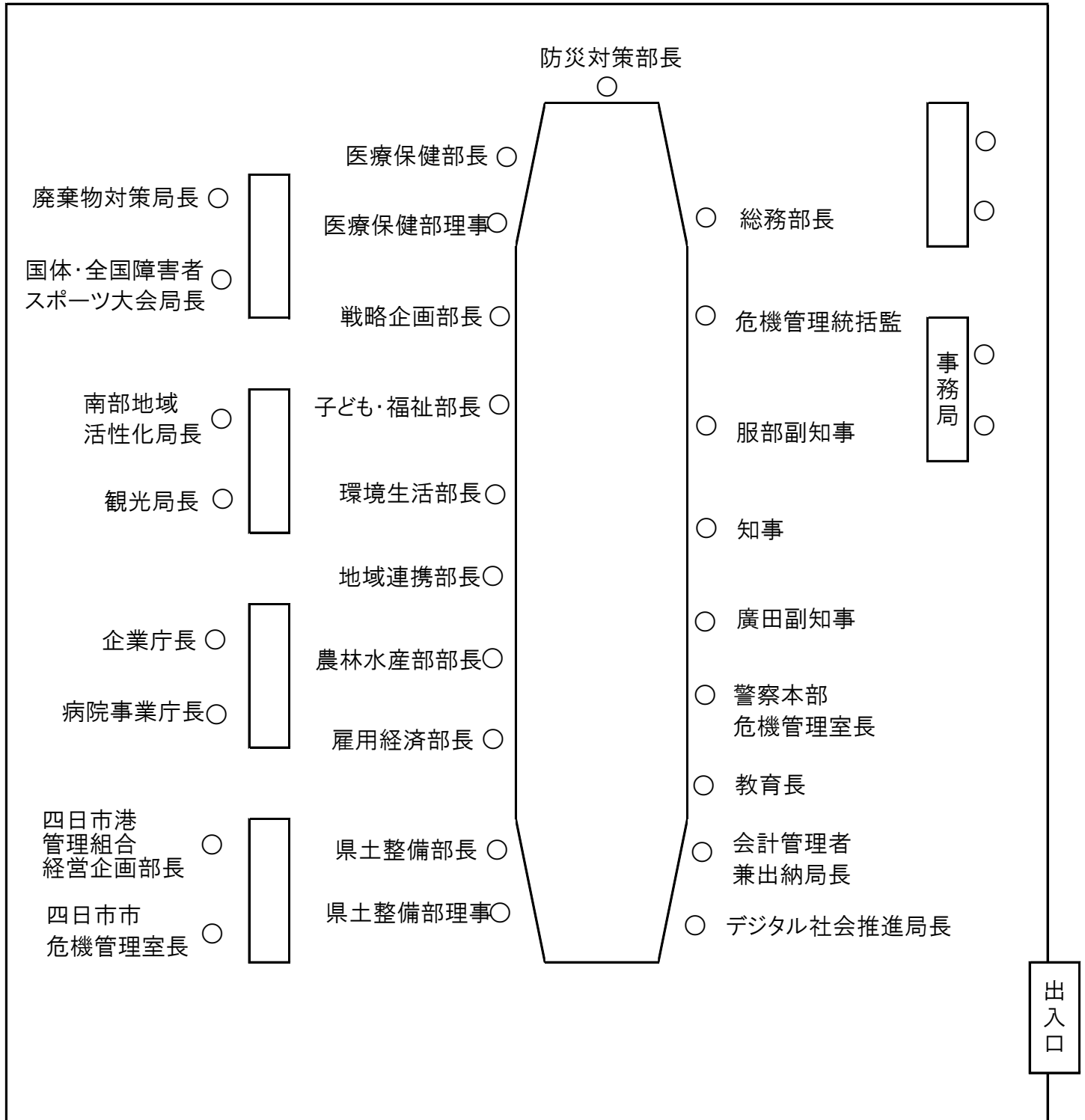
9時30分～9時50分

3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県まん延防止等重点措置」について
- 3 「三重県まん延防止等重点措置」にかかる県の対策について
- 4 各部からの報告事項
- 5 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

第38回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(6月11日)座席表

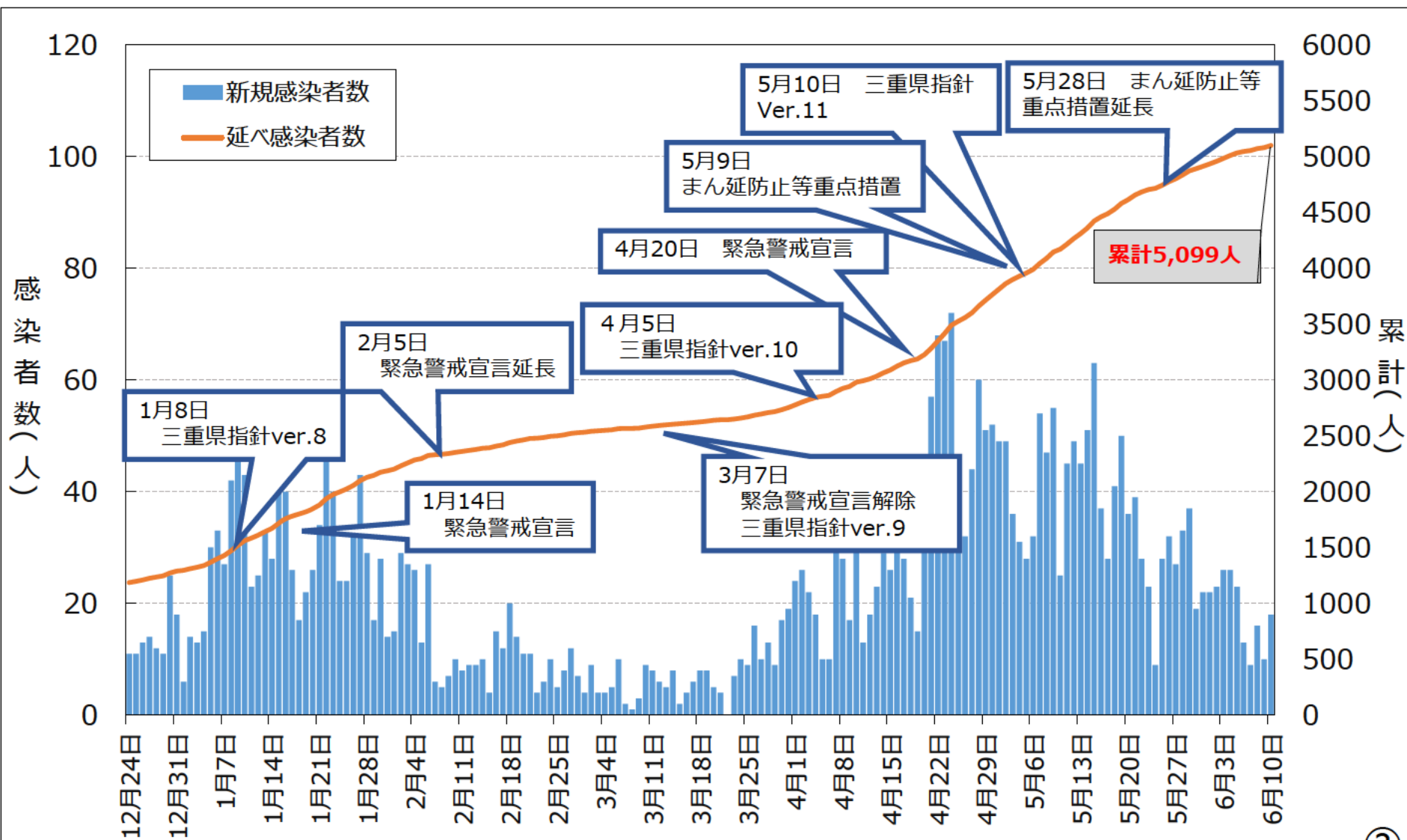


新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=5,099、R3.6.10時点)

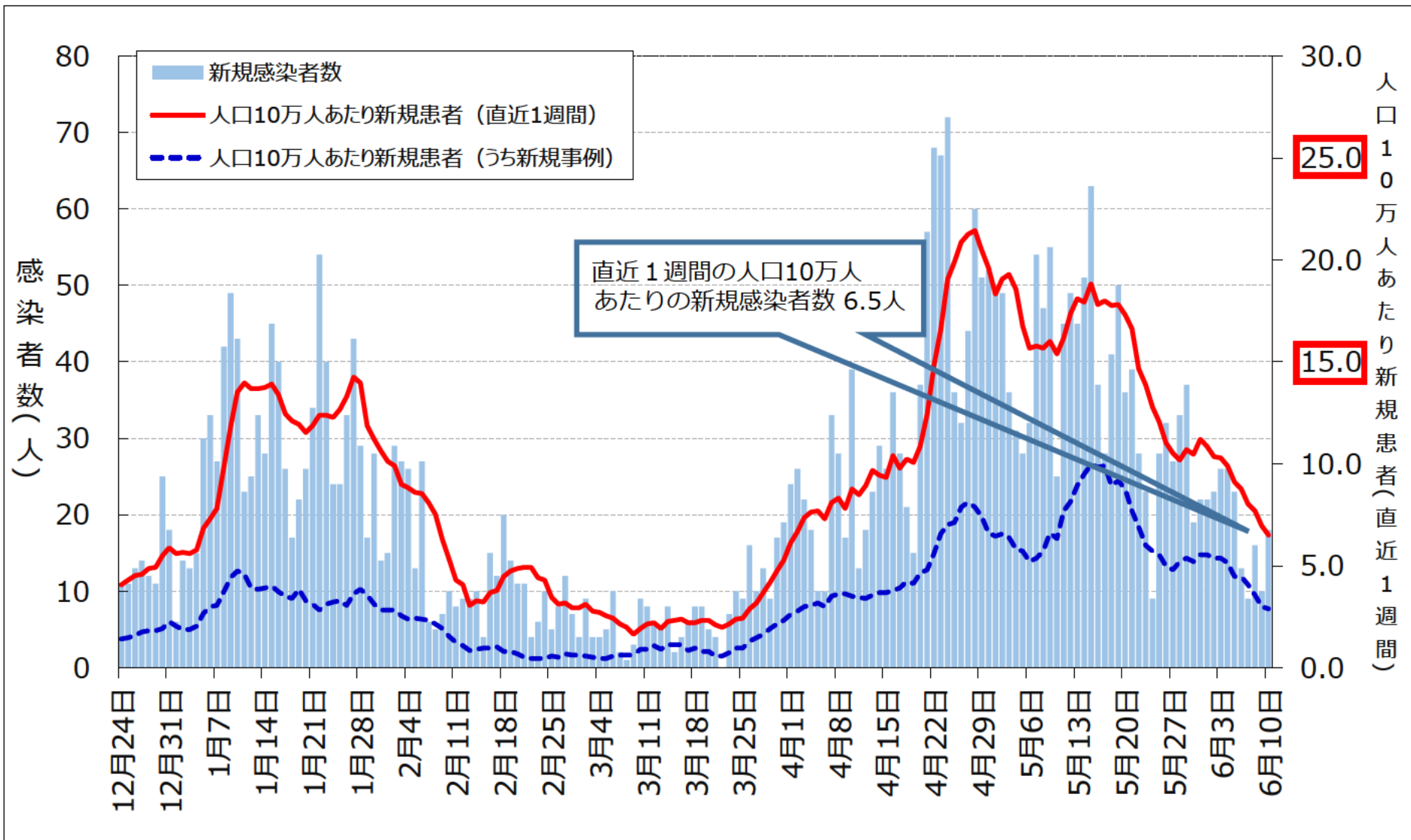
◆新規感染者数は、5月中旬以降減少傾向

◆6月10日の新規感染者数は18人

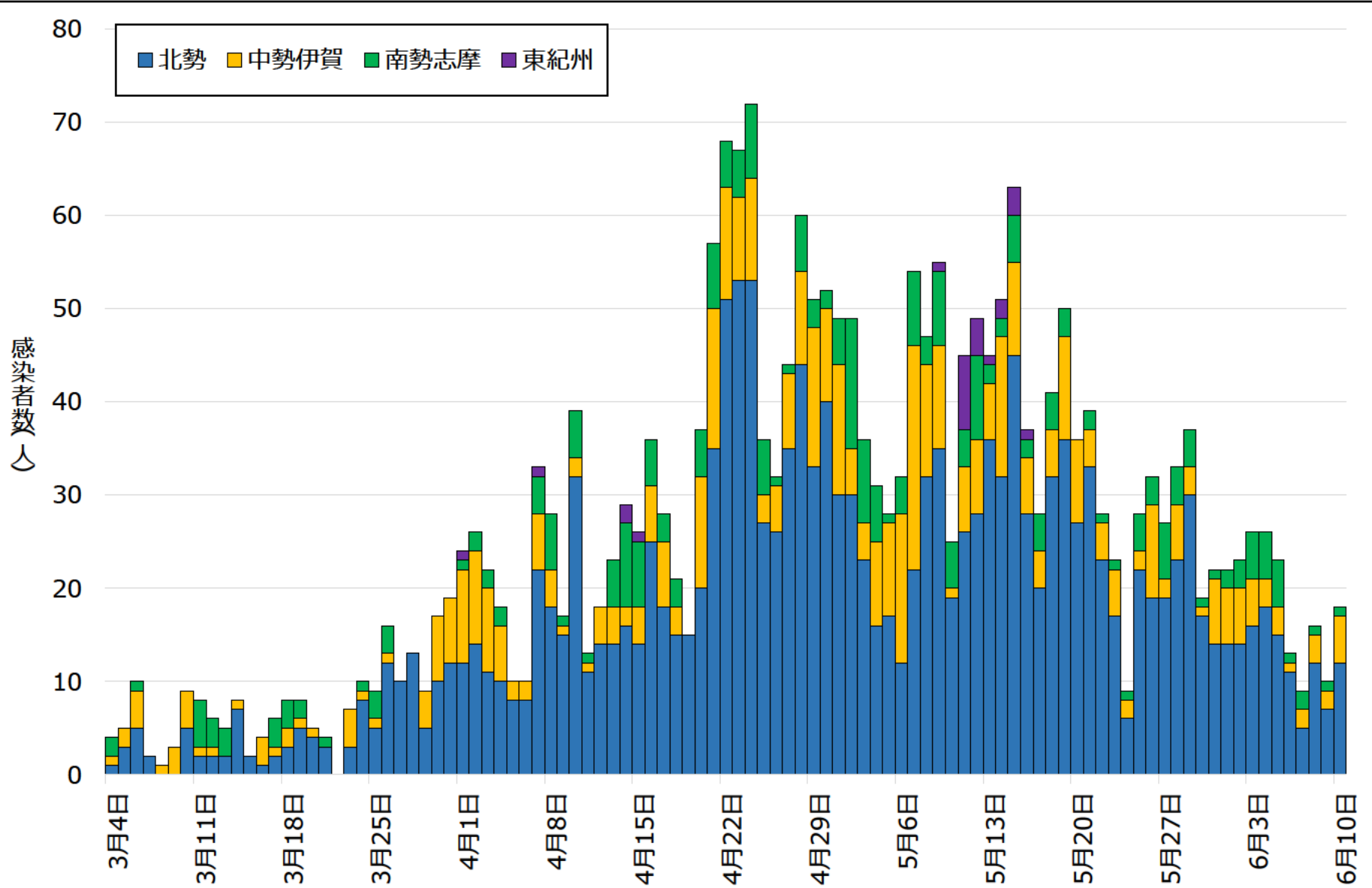


県内患者発生状況 (n=5,099、R3.6.10時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者は、**6.5人**で減少傾向



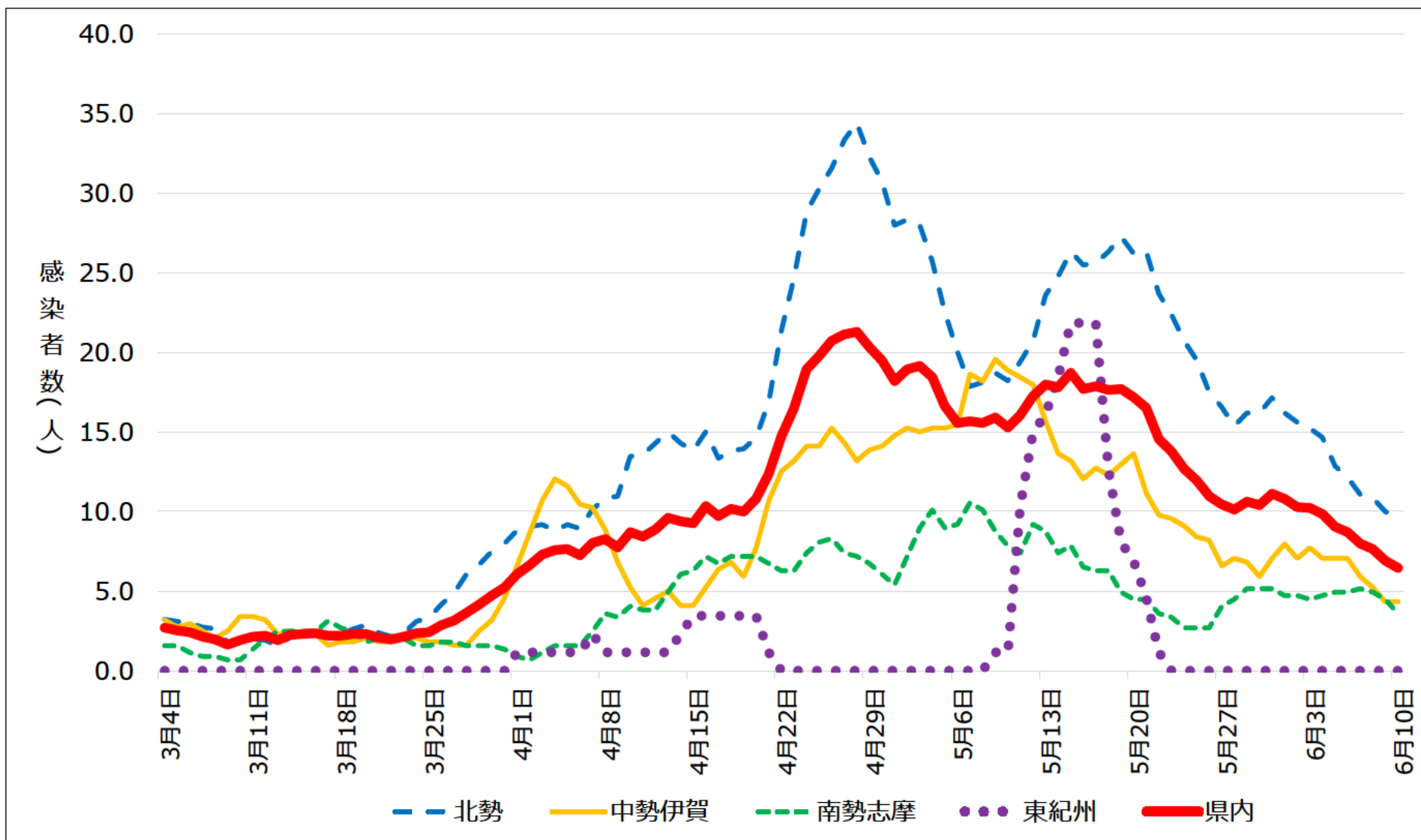
医療圏別患者発生状況（R3.6.10時点）



医療圏別患者発生状況（R3.6.10時点）

◆北勢圏域の患者発生状況は4月以降、県全体を上回る水準で推移

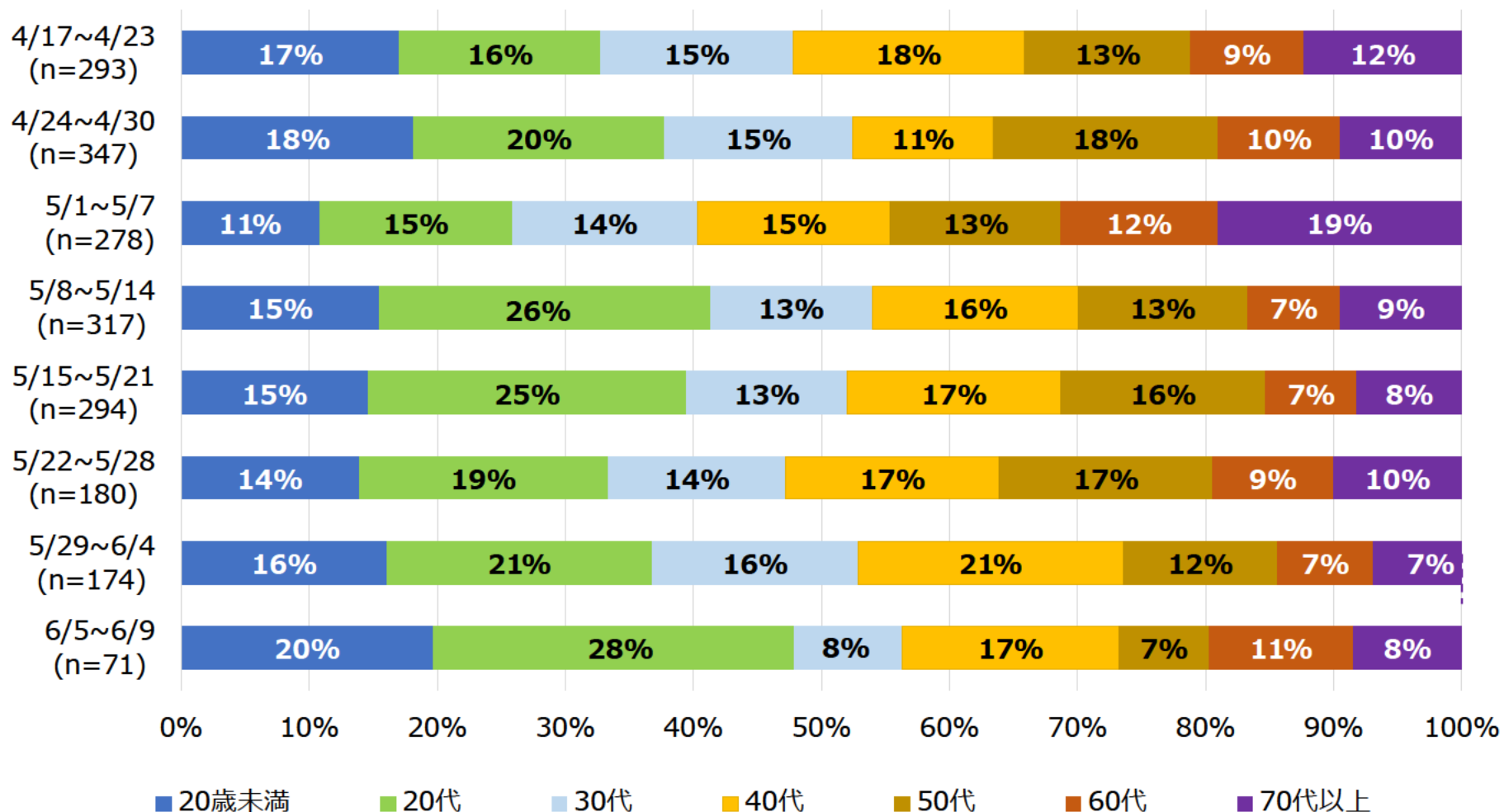
人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）



年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：4/17~6/9(n=1,954)

◆特定の年代に偏らず、幅広い年齢層で発生



※6/5~6/9は暫定値（5日分の件数で集計）

※ 再陽性事例を除く

感染経路等に関する状況 (週別内訳)

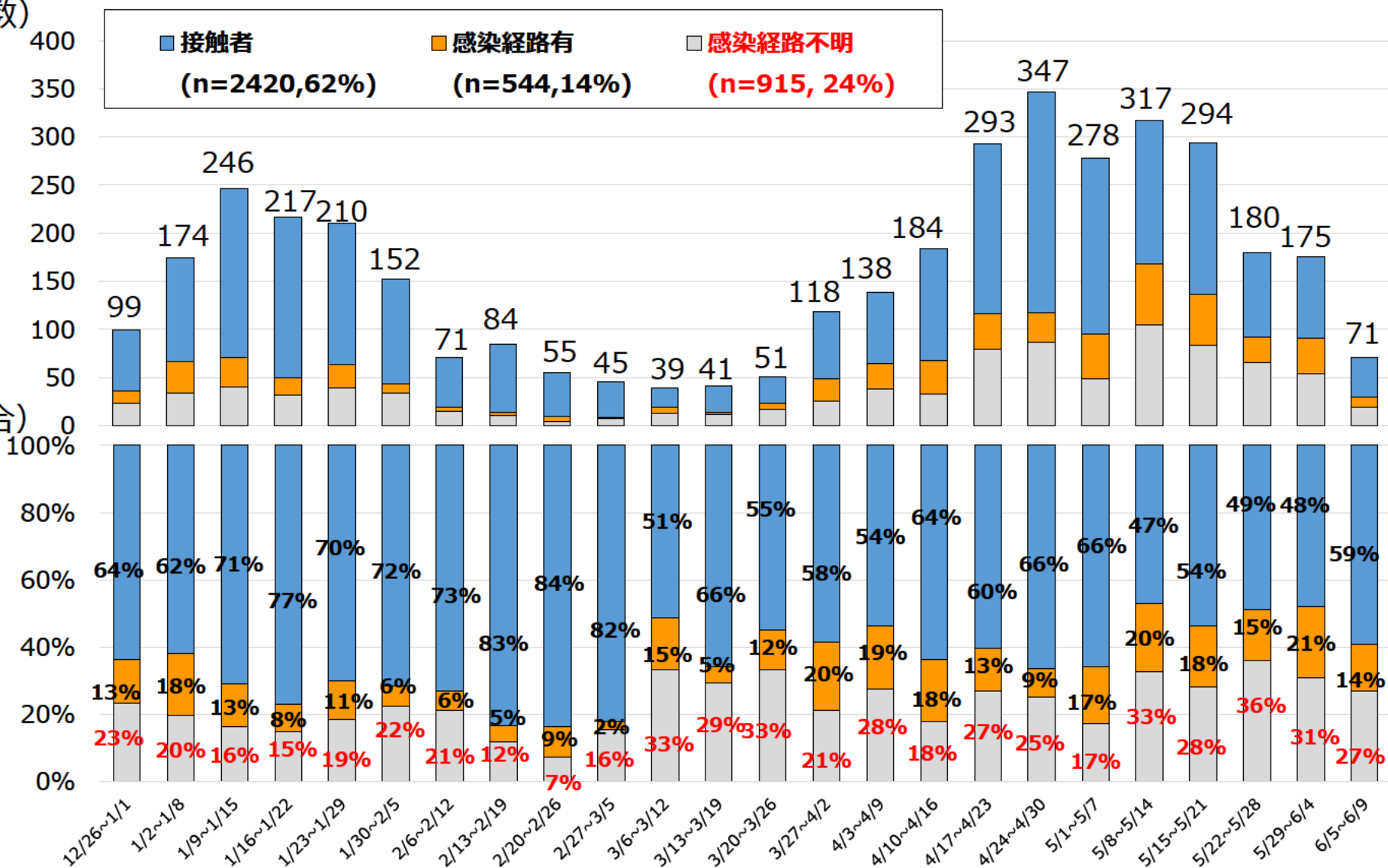
集計期間：12/26~6/9(n=3,879)

※直近24週

◆感染経路不明率は、30%前後で推移

(件数)

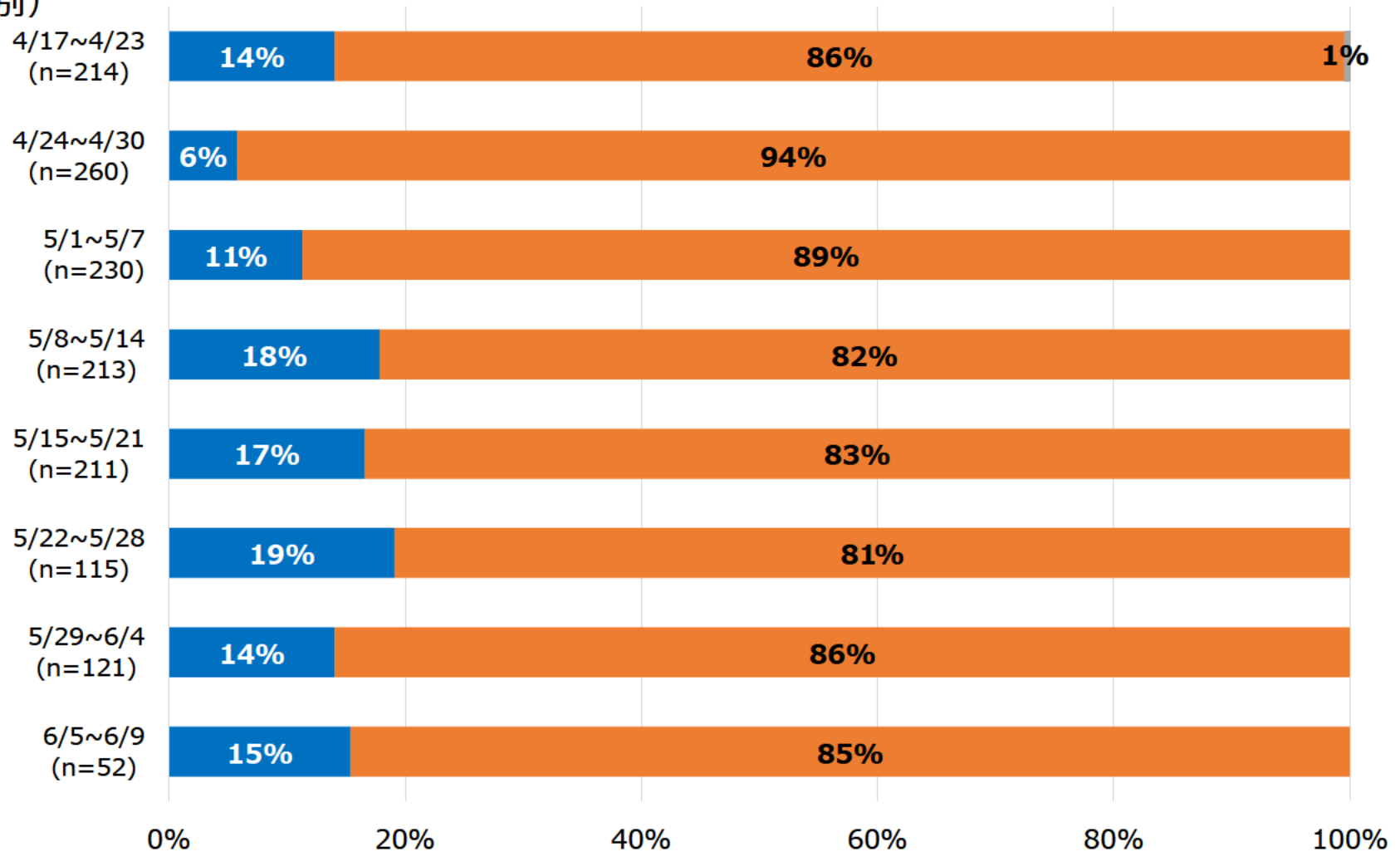
(割合)



※6/5~6/9は暫定値 (5日分の件数で集計)

◆県外由来の割合は、5月以降15%前後で推移

(県内外別)



※6/5~6/9は暫定値 (5日分の件数で集計)

■ 県外

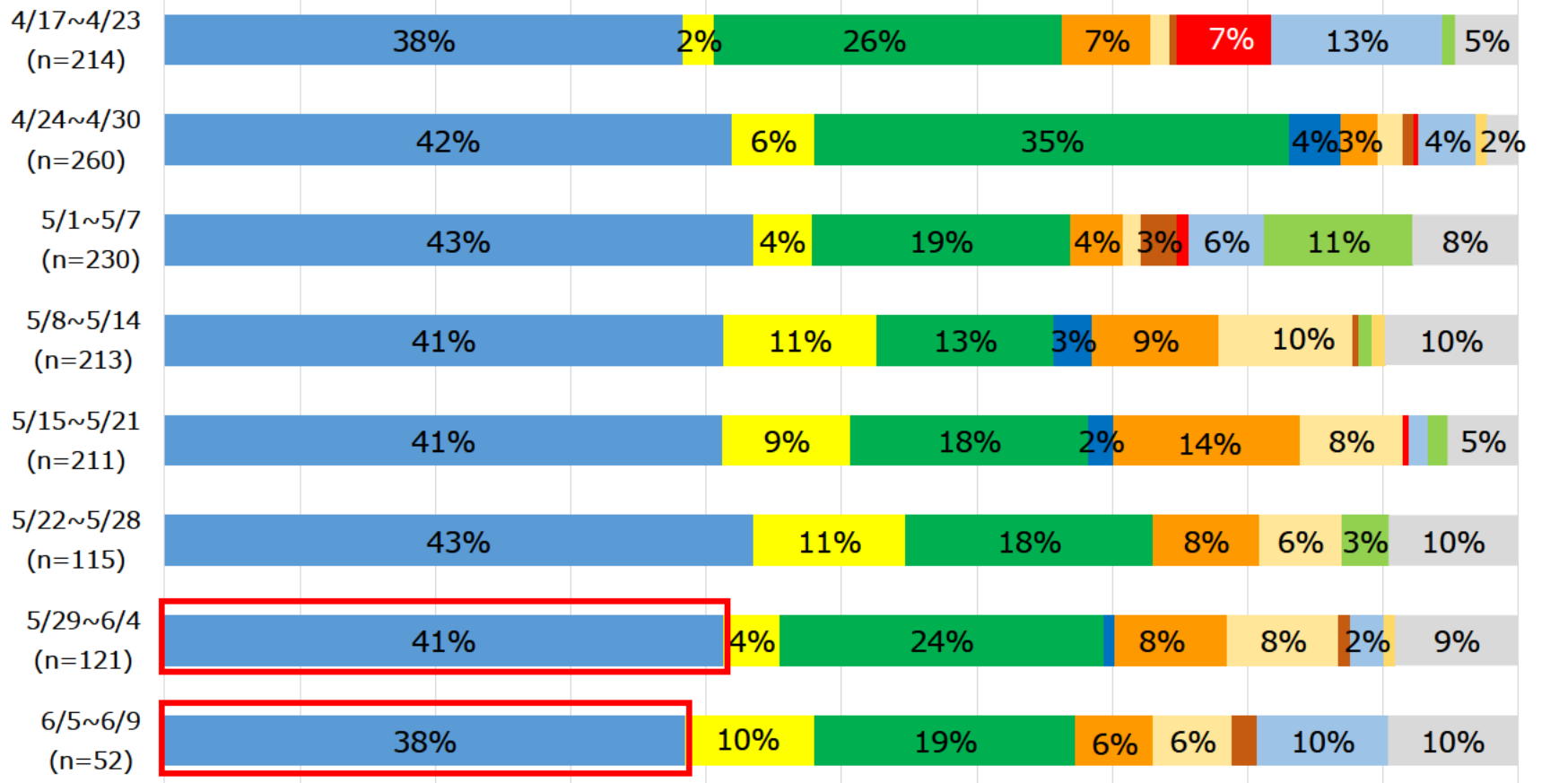
■ 県内

■ 国外

感染経路の詳細 (経路不明を除く) 集計期間4/17~6/9(n=1,416)

◆ 家庭内感染が約 4 割を占める状況が継続

(経路別)



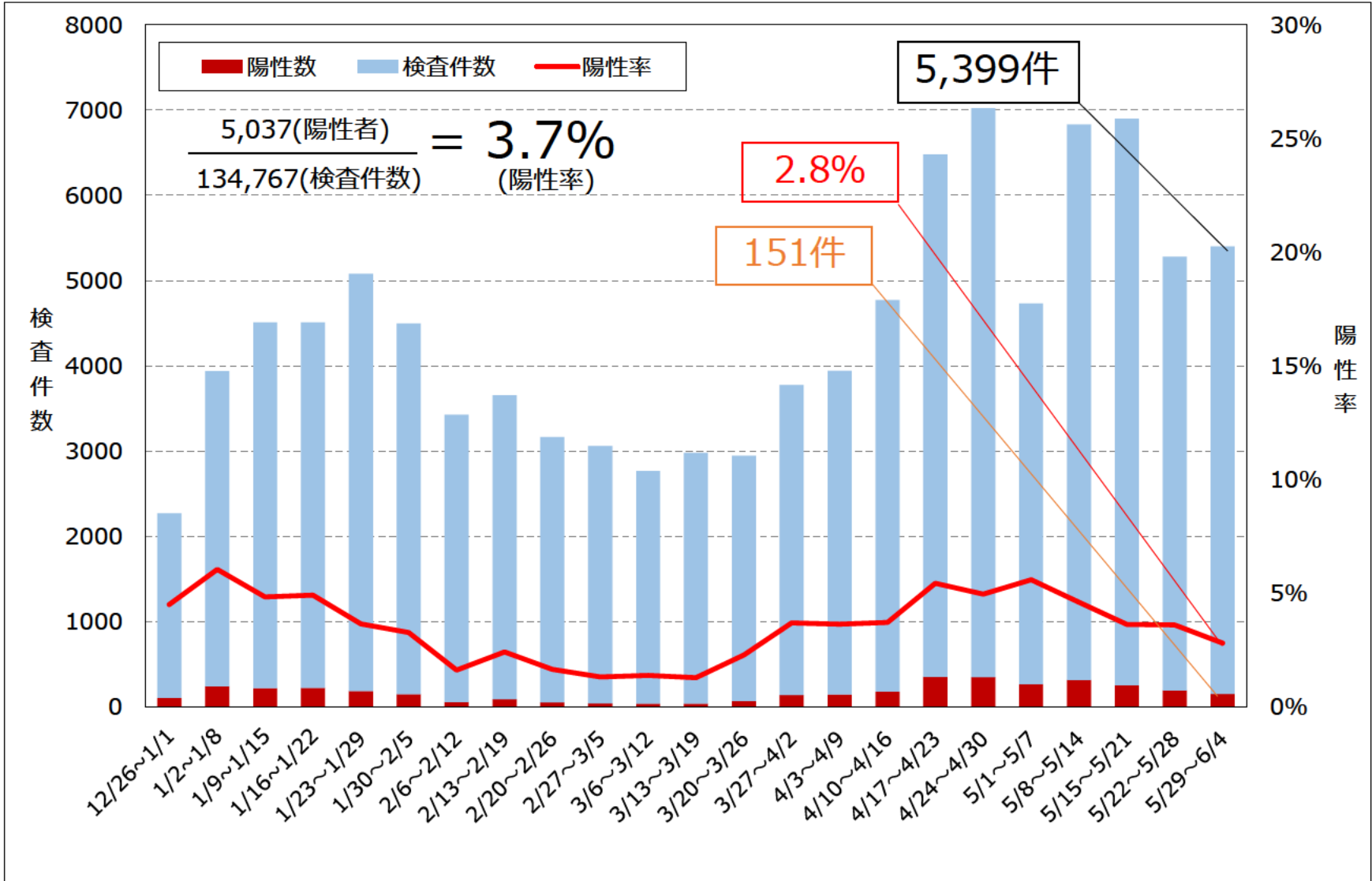
■ 家族
■ 友人
■ 職場
■ 学校
■ 飲食店
■ 食事会
■ 接待飲食
■ 医療機関
■ 福祉施設
■ 高齢者施設
■ カラオケ
■ その他

※6/5~6/9は暫定値 (5日分の件数で集計)

PCR等検査件数・陽性率

集計期間：1/30~6/4 (n=134,767)

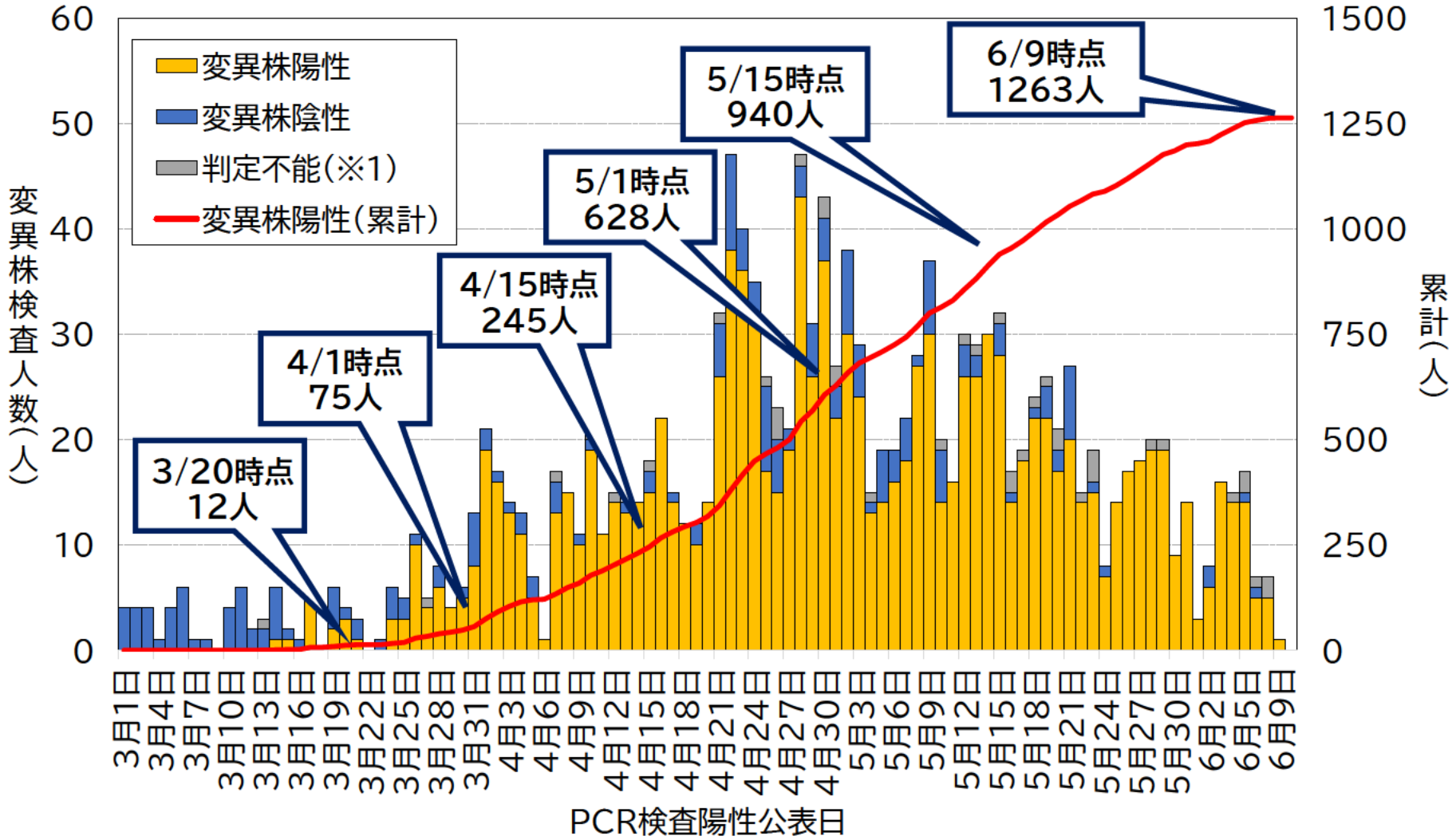
◆直近週のPCR等検査は5,399件実施、陽性率は2.8%



※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

変異株(N501Y)陽性者発生状況 (n=1263, R3.6.9時点)

- ◆ 3月下旬以降、**変異株(N501Y)陽性者数が急増**
- ◆ 5/31~6/6公表分の変異株陽性率は**90%**

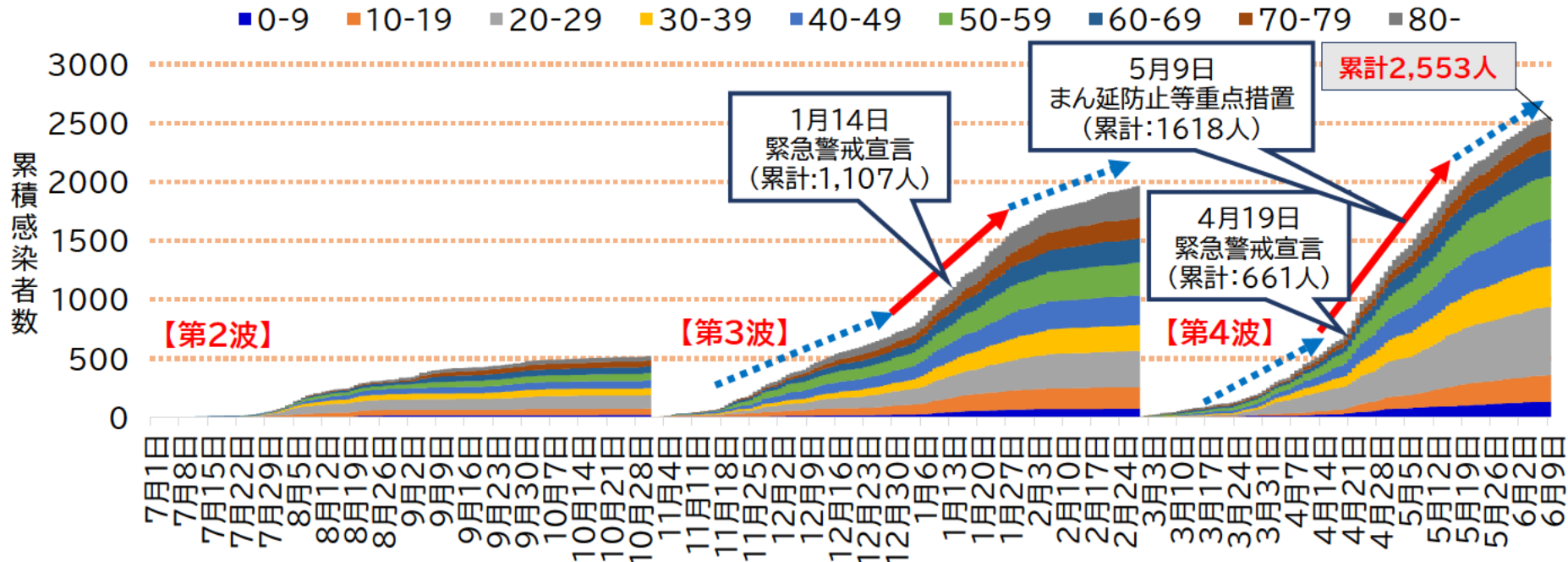


※1:検体中に含まれるウイルス量が少ないため、陽性又は陰性のいずれかの結果が得られなかった事例を判定不能としている。

期間別累積感染者数推移(R3.6.9時点)

◆第4波（R3.3.1以降）の累積患者数は2,553人

◆1日あたり感染者数は、5月下旬以降、減少傾向が継続

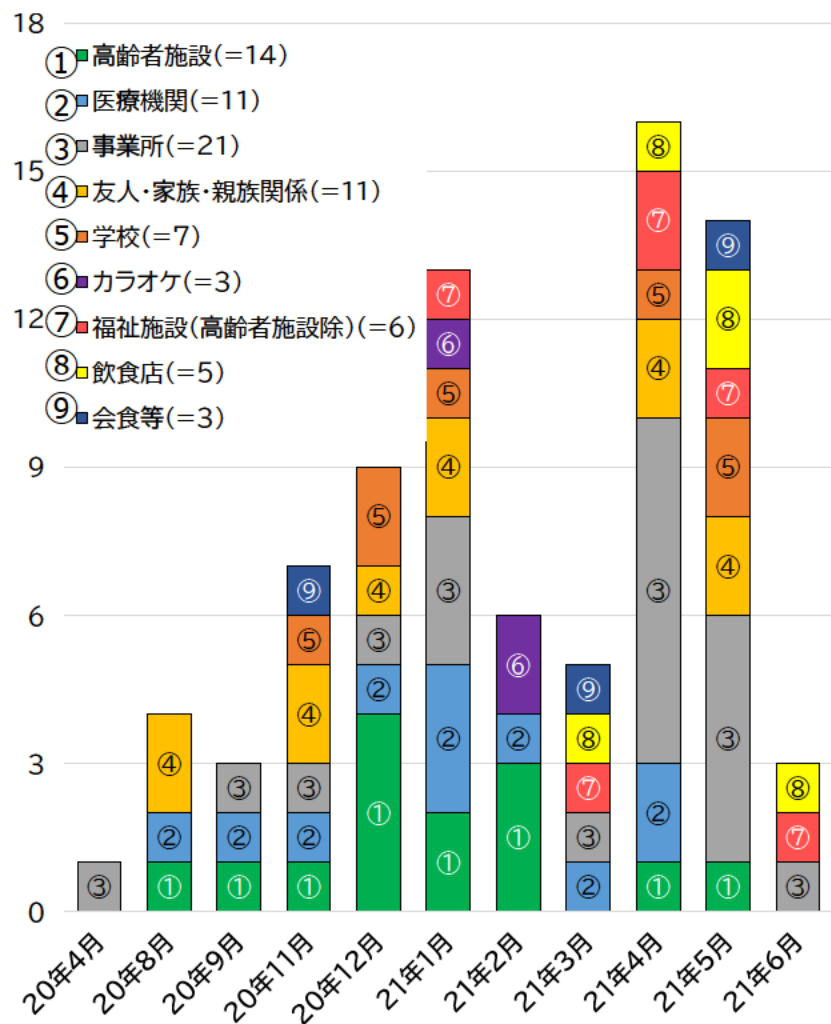


累積感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数	期 間	日数	1日あたり感染者数
0-500	7/1-10/16	107日	4.7人/日	11/1-12/14	43日	11.6人/日	3/1-4/13	43日	11.6人/日
501-1,000	累計(7/1-10/31): <u>519人</u>			12/15-1/11	28日	17.9人/日	4/14-4/26	13日	38.5人/日
1,001-1,500				1/12-1/27	16日	31.3人/日	4/27-5/7	11日	45.5人/日
1,501-2,000				累計(11/1-2/28): <u>1,963人</u>			5/8-5/18	11日	45.5人/日
2,001-2,500							5/19-6/5	18日	27.8人/日
2,501-							<参考> 6/3-6/9... <u>17.6人/日</u>		

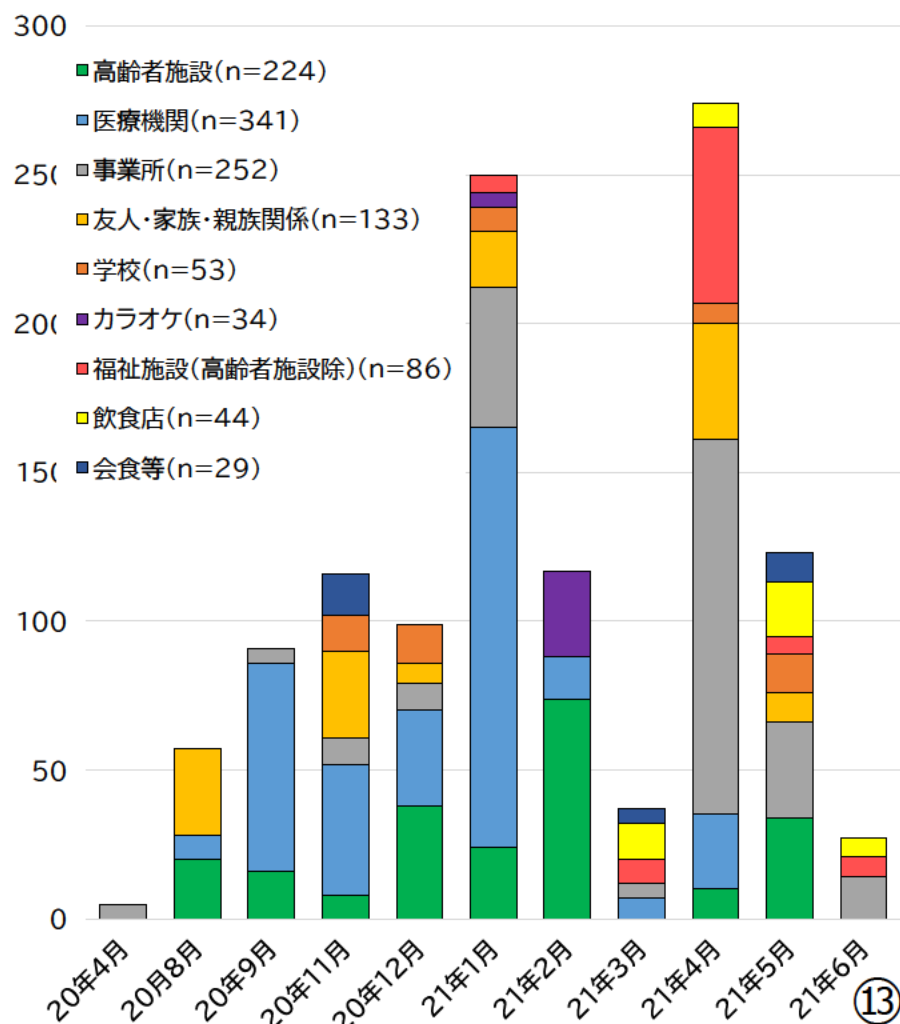
クラスター発生状況 (R3.6.9時点)

◆クラスター発生状況は、5月、6月に計17件

発生件数 (81件)

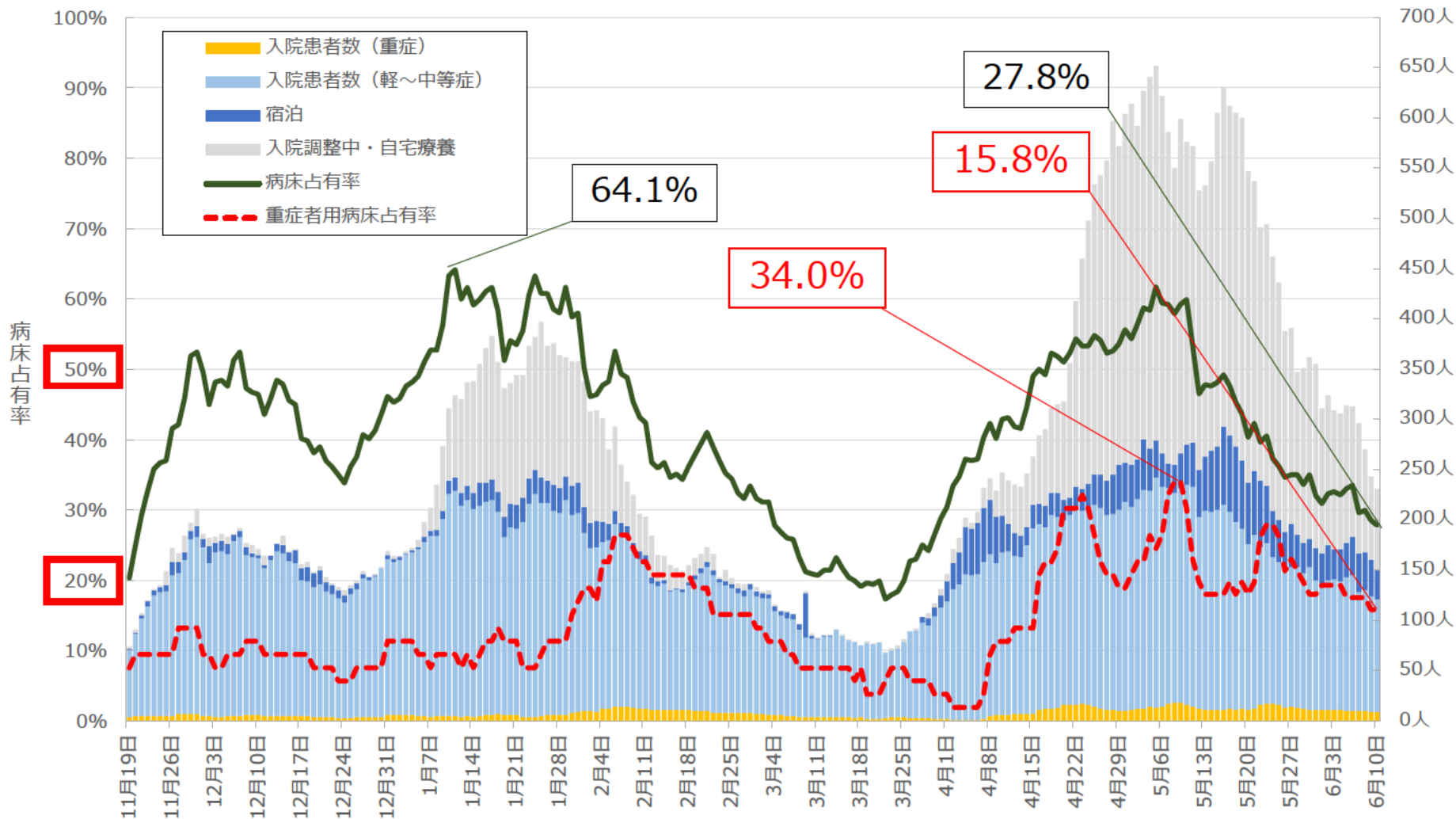


陽性者数 (1,196人)



入院等の状況 (R3.6.10時点)

◆ 6月10日現在で、**病床占有率は27.8%**、**重症者用病床占有率は15.8%**



県モニタリング指標及び政府指標の状況

		医療提供体制等の負荷				監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況			
		①病床のひっ迫具合					②人口10万人あたりの療養者数	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較	⑥感染経路不明割合
		入院医療		うち重症者用病床						
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率						
県指標	注意レベル	20%～	-	-	-	-	4人～	1.0倍	20%	
	警戒レベル	30%～	-	-	-	-	8人～	1.0倍	30%	
政府指標	ステージⅢの指標	20%～	～40%	20%～	20人～	5%	15人～	1.0倍	50%	
	ステージⅣの指標	50%～	～25%	50%～	30人～	10%	25人～	1.0倍	50%	

(三重県の状況)

6/10時点	27.8%	52.4%	15.8%	8.52人	PCR等陽性率 3.7% (5/22～5/28)	6.49人	0.63倍	26.8% (6/3～6/9速報値)
--------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------------------------------	--------------	--------------	------------------------------

ステージⅠ…感染症の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

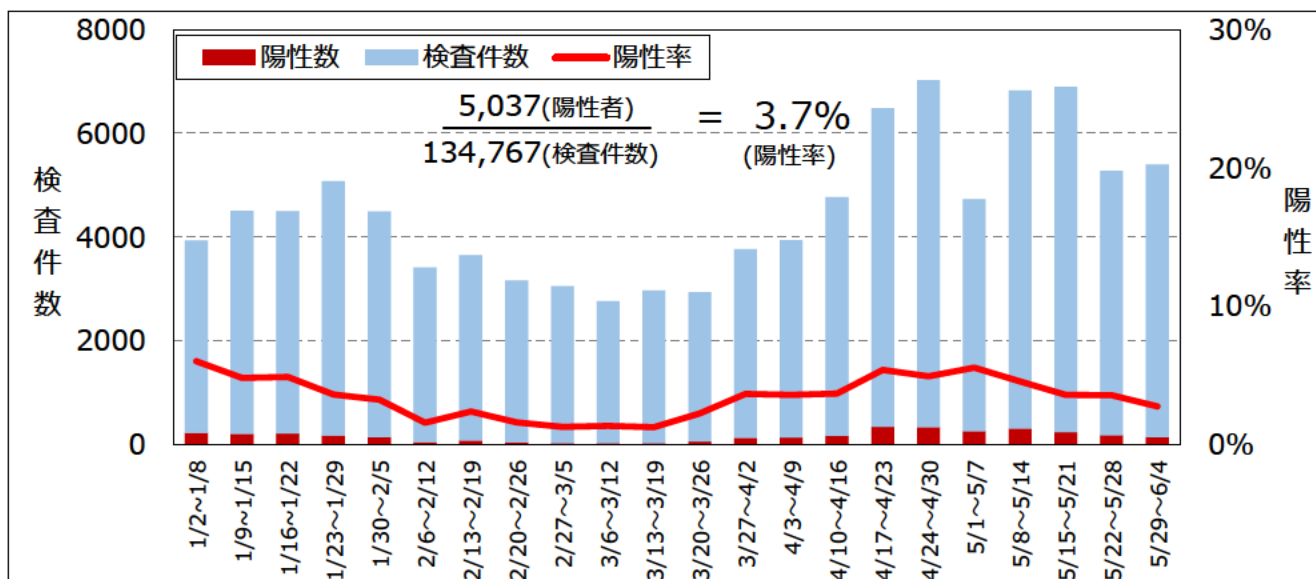
ステージⅡ…感染症の暫増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

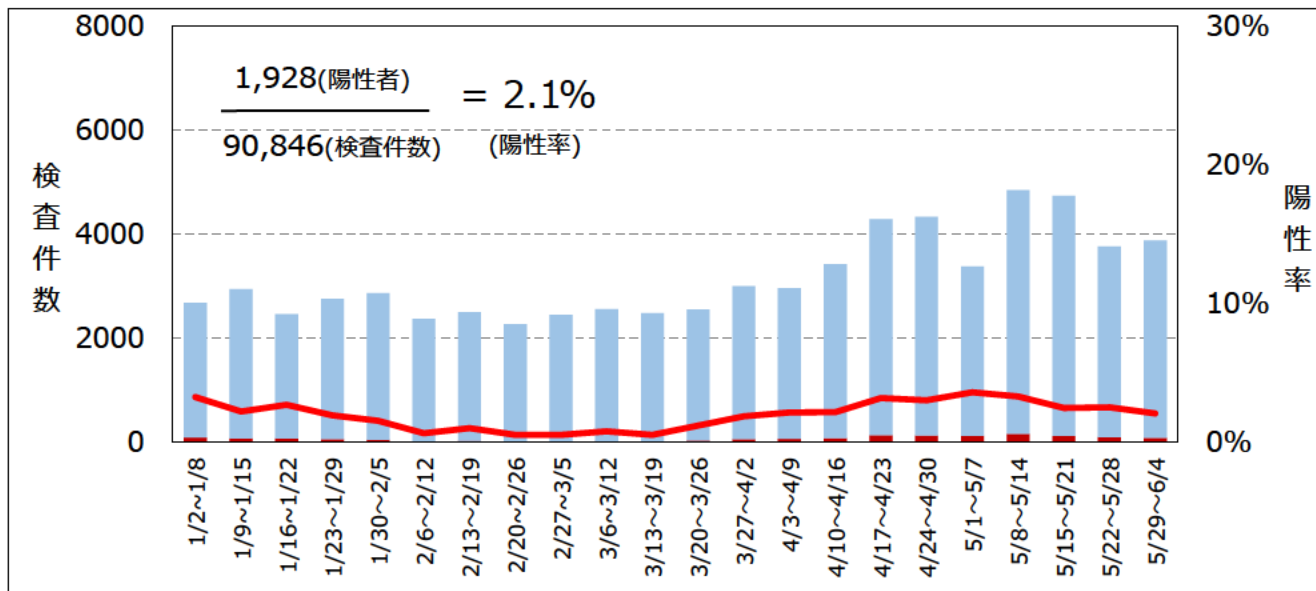
全体陽性率 (n= 134,767)

※陰性確認のための検査を除く



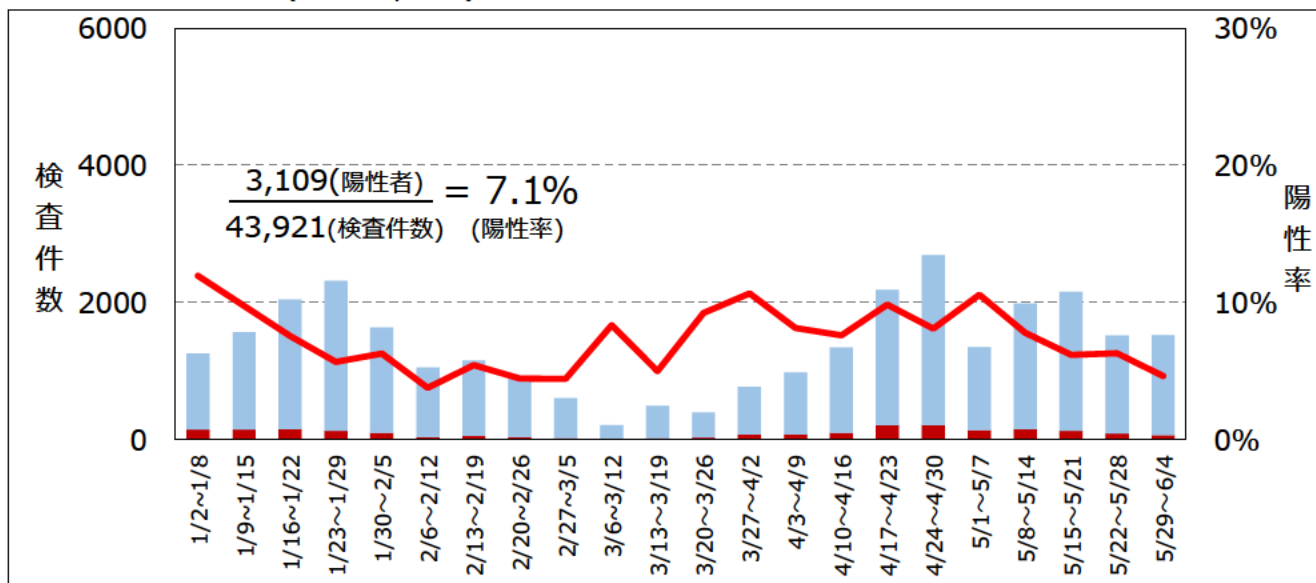
疑い例検査陽性率 (n=90,846)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



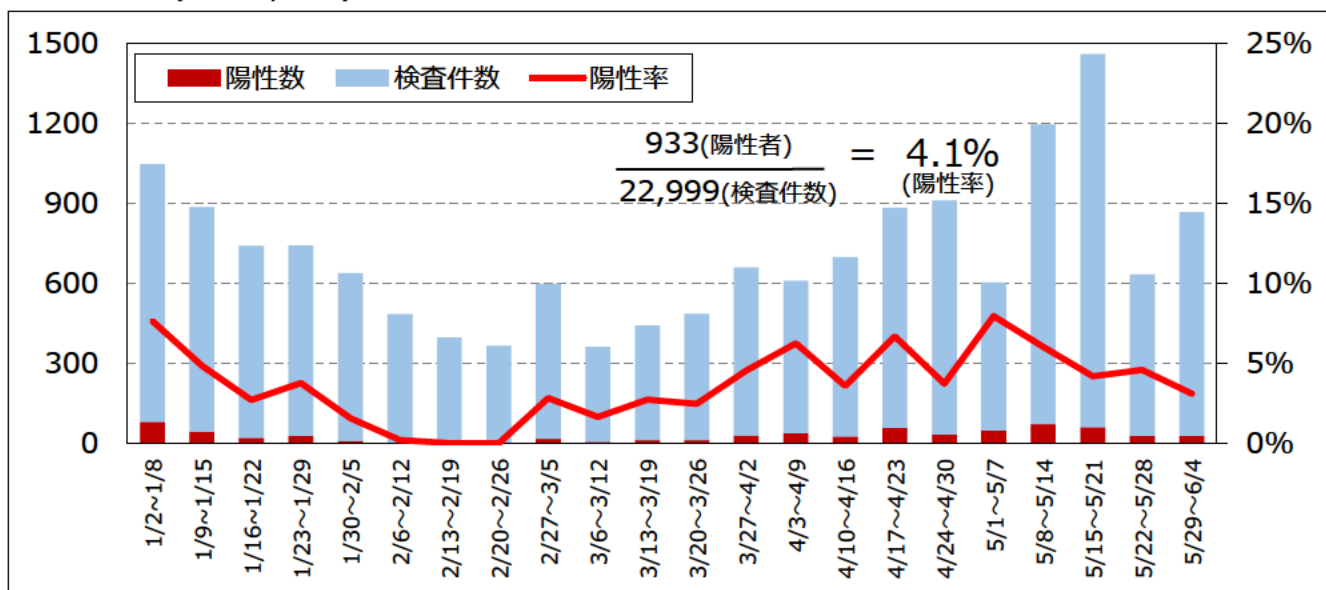
接触者検査陽性率 (n= 43,921)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

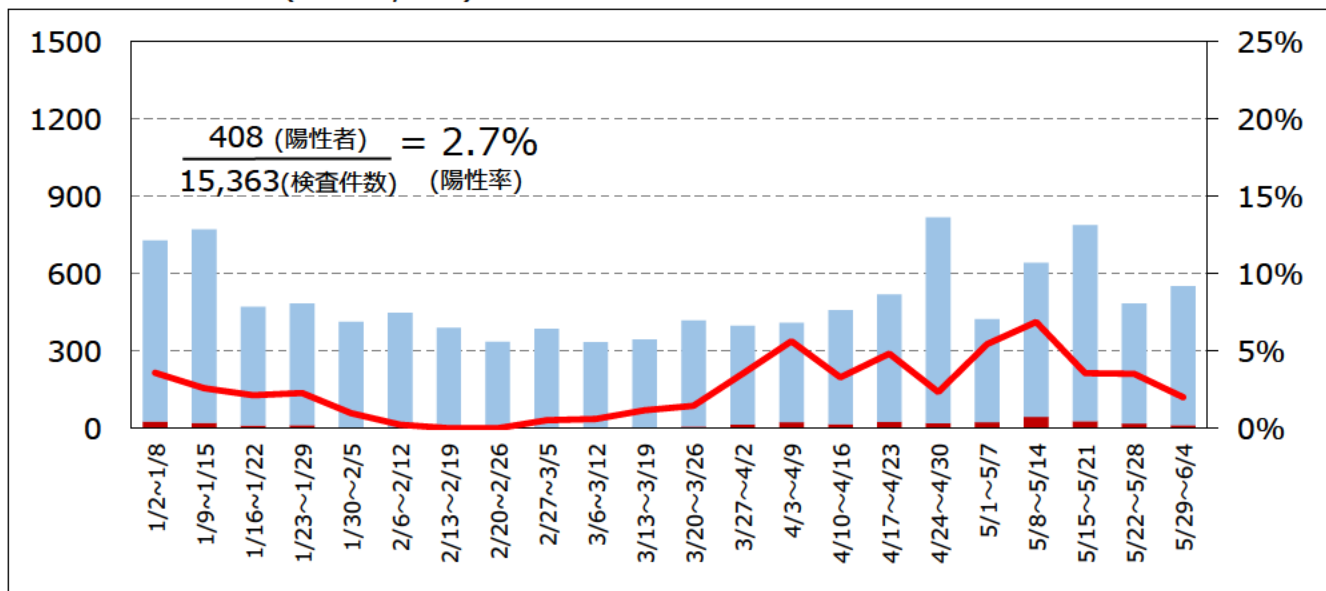


桑名保健所管内検査件数・陽性率 (n=22,999)

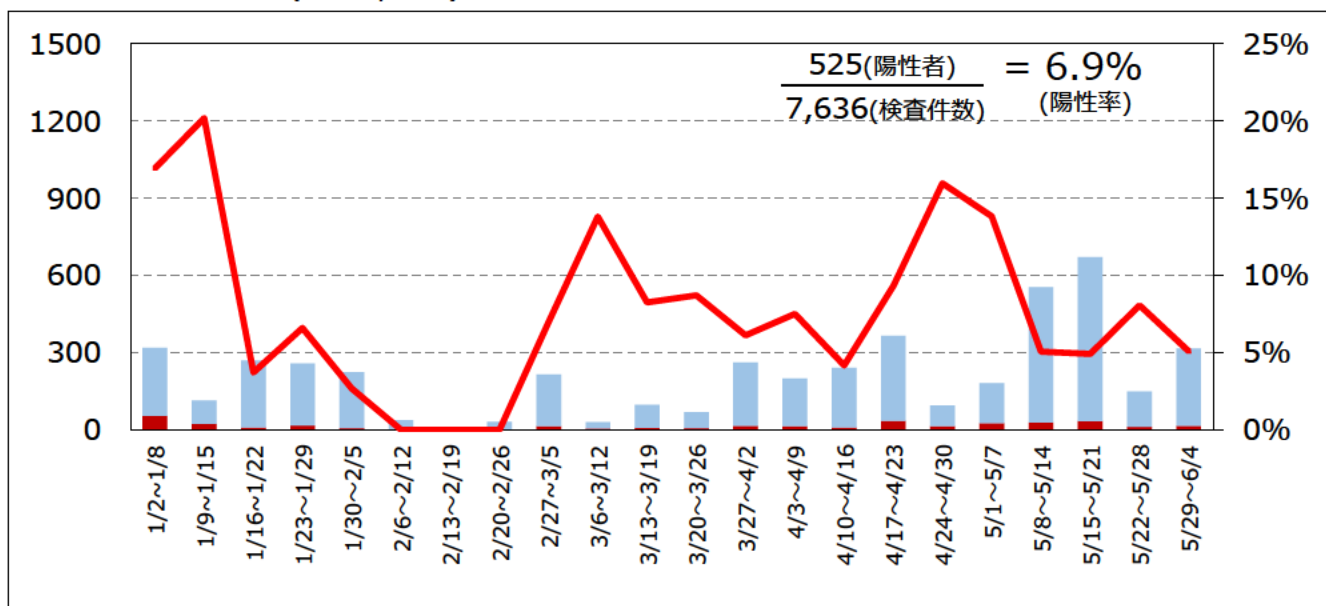
全体陽性率(n=22,999)



疑い例検査陽性率 (n= 15,363)

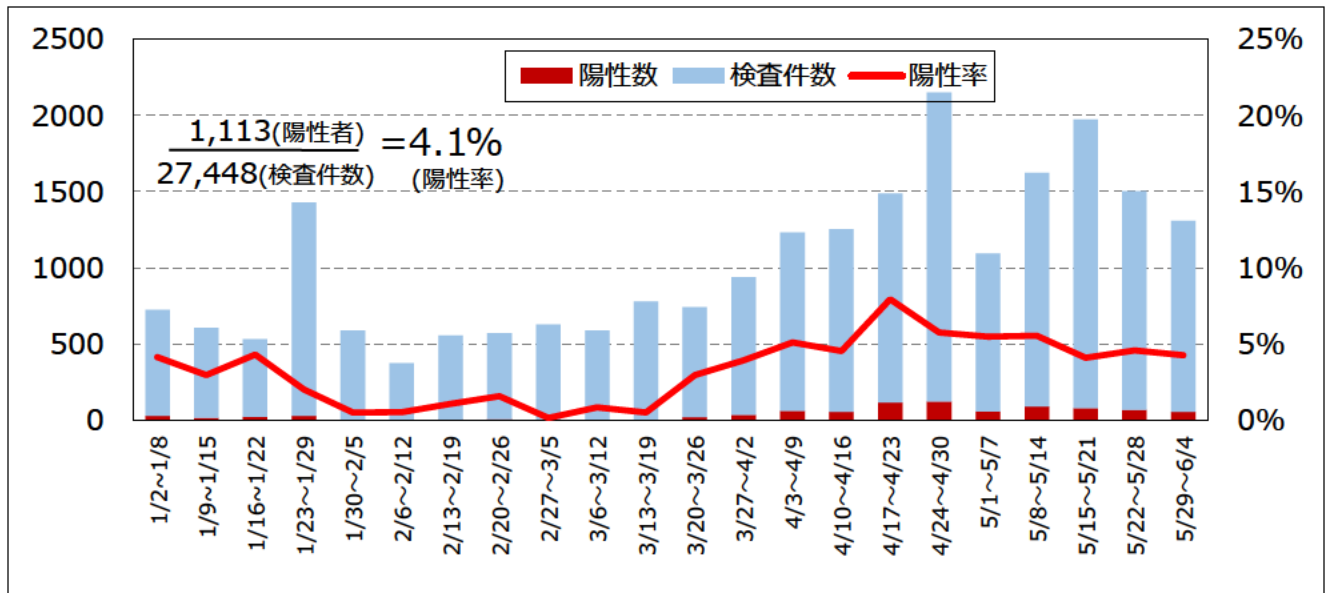


接触者検査陽性率 (n= 7,636)

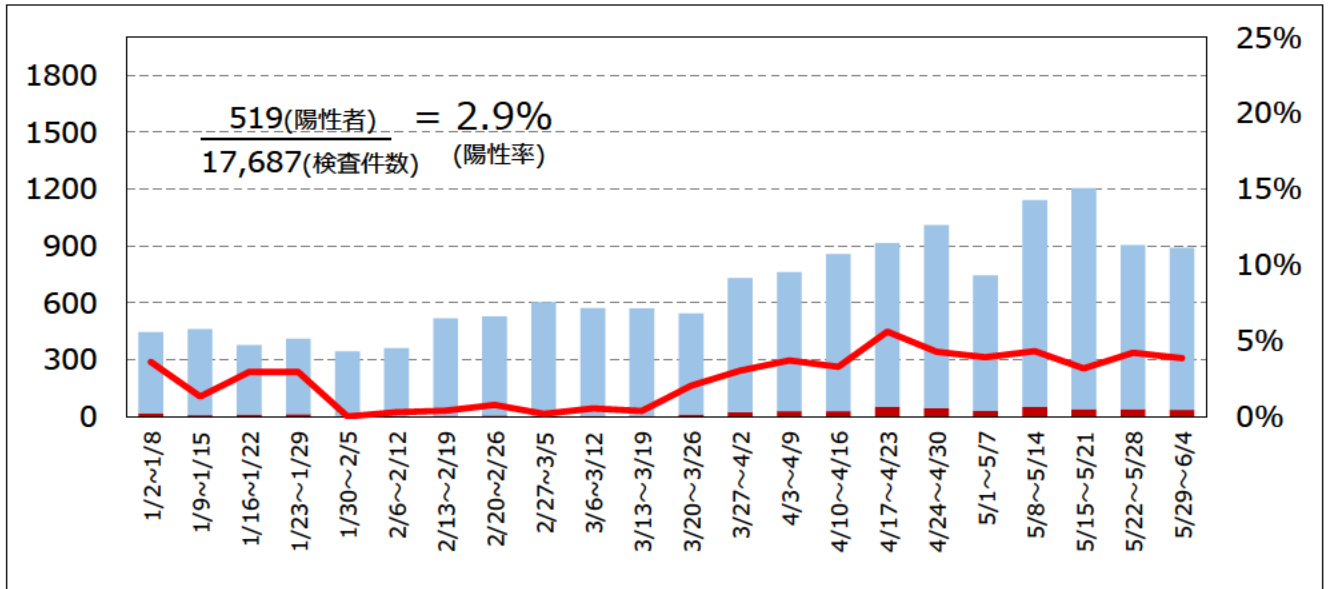


四日市市保健所管内検査件数・陽性率 (n=27,448)

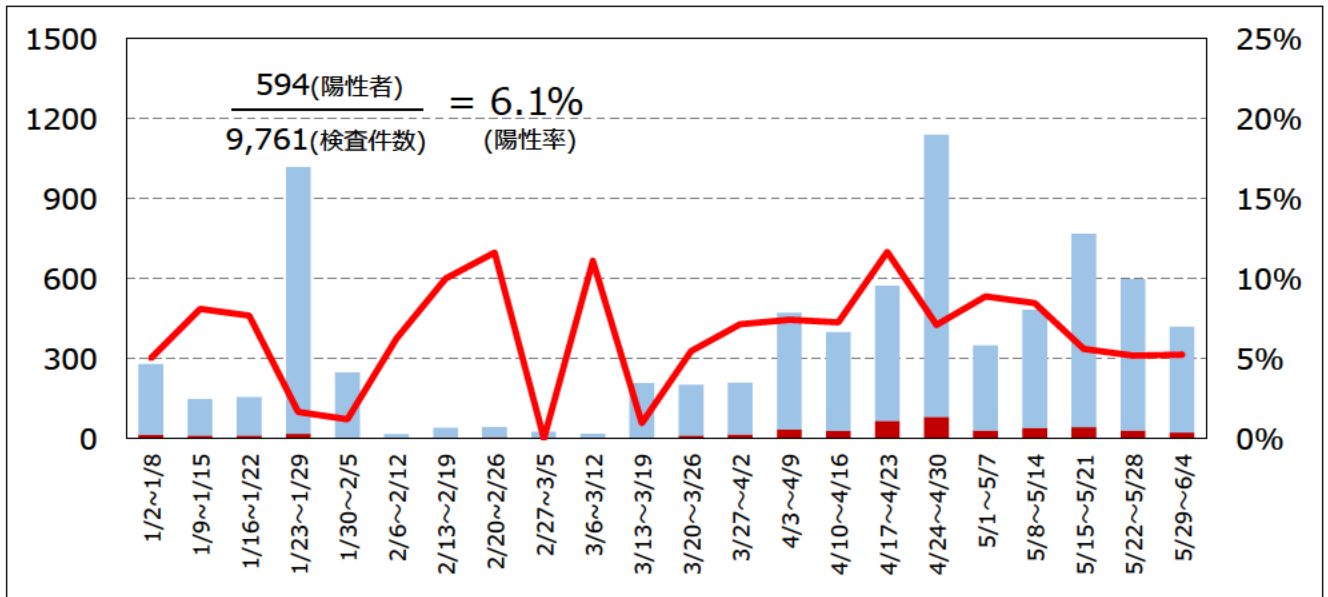
全体陽性率 (n= 27,448)



疑い例検査陽性率 (n= 17,687)

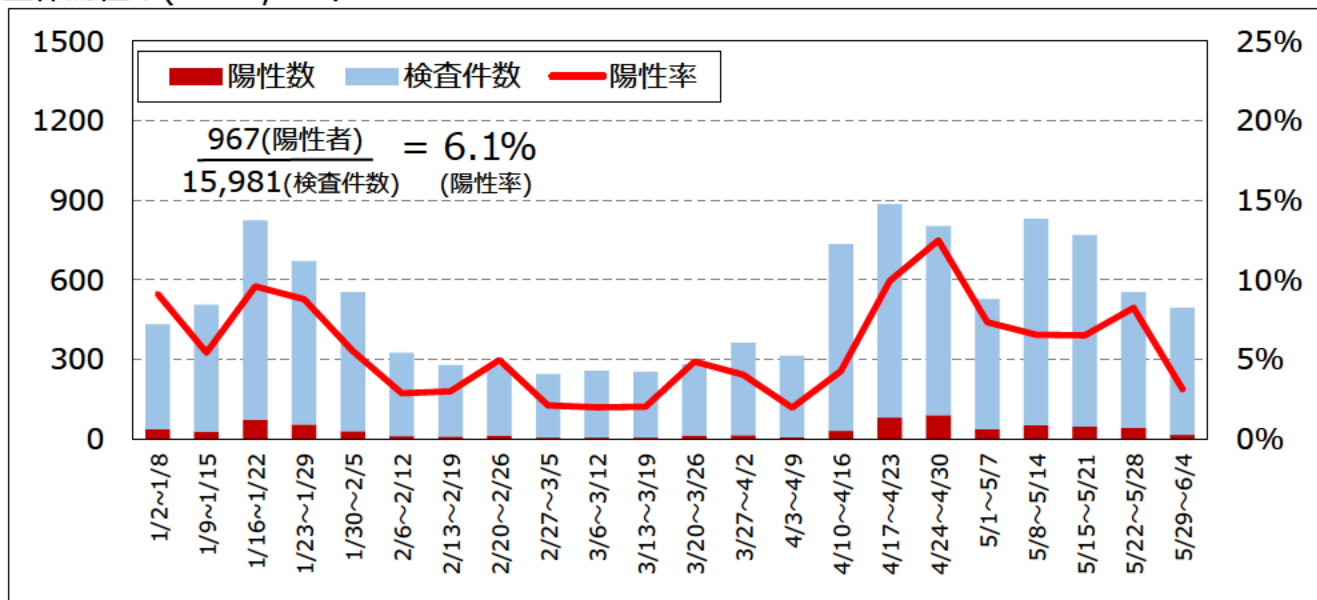


接触者検査陽性率 (n= 9,761)

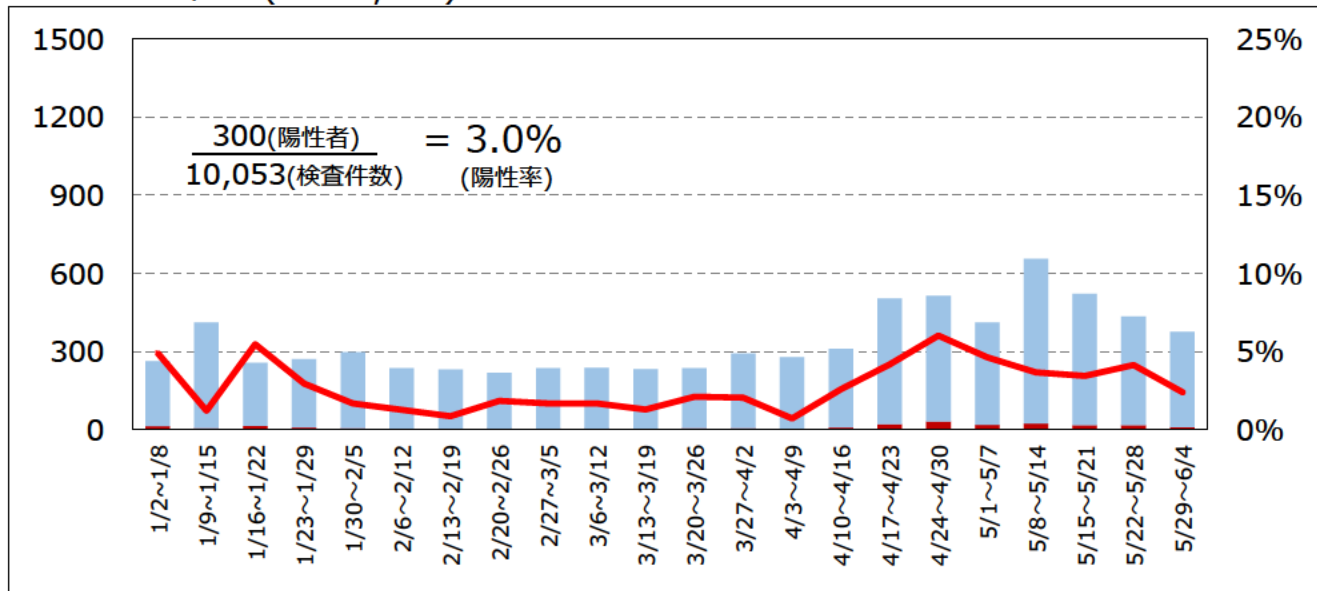


鈴鹿保健所管内検査件数・陽性率 (n=15,981)

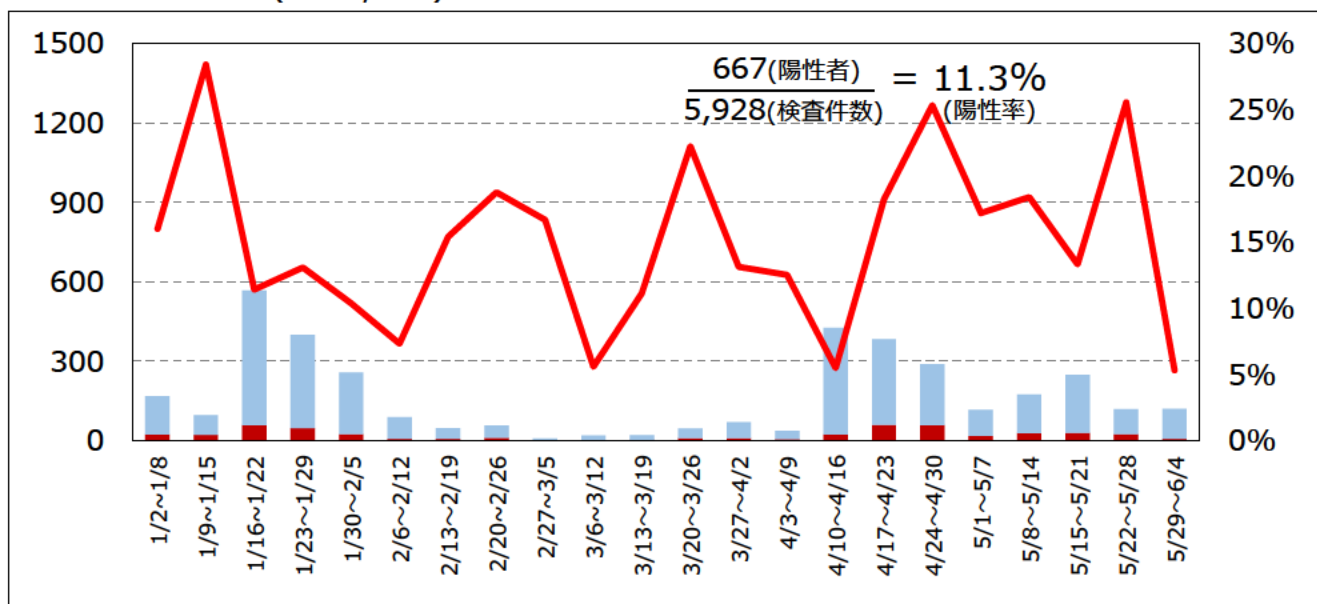
全体陽性率(n=15,981)



疑い例検査陽性率 (n= 10,053)

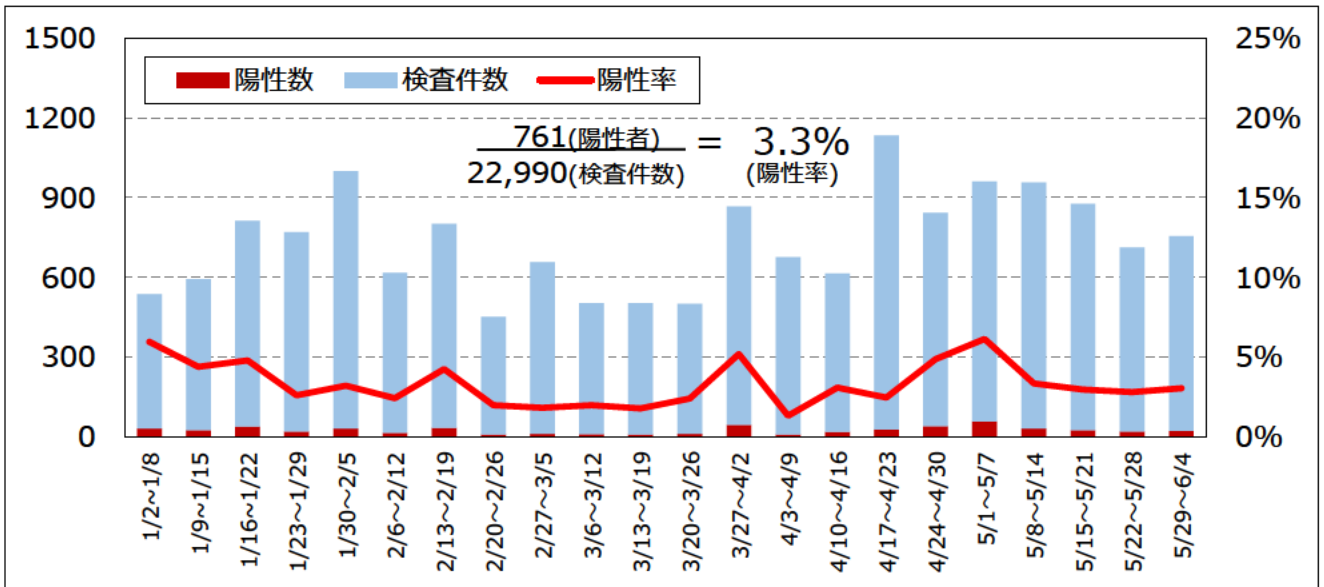


接触者検査陽性率 (n= 5,928)

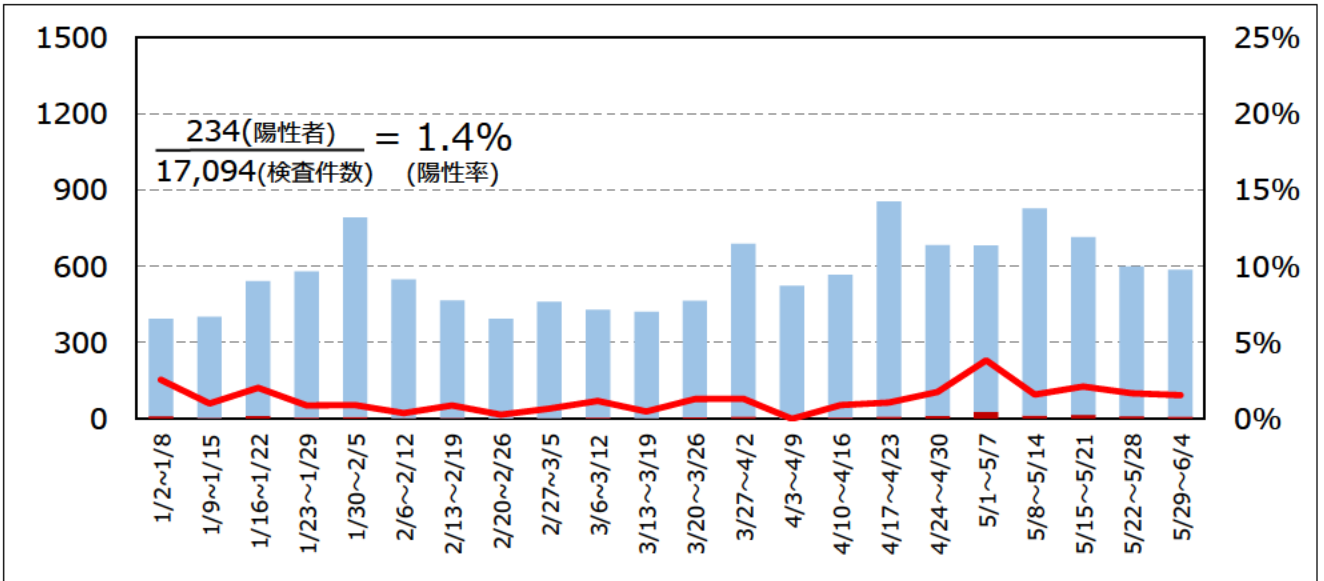


津保健所管内検査件数・陽性率 (n=22,990)

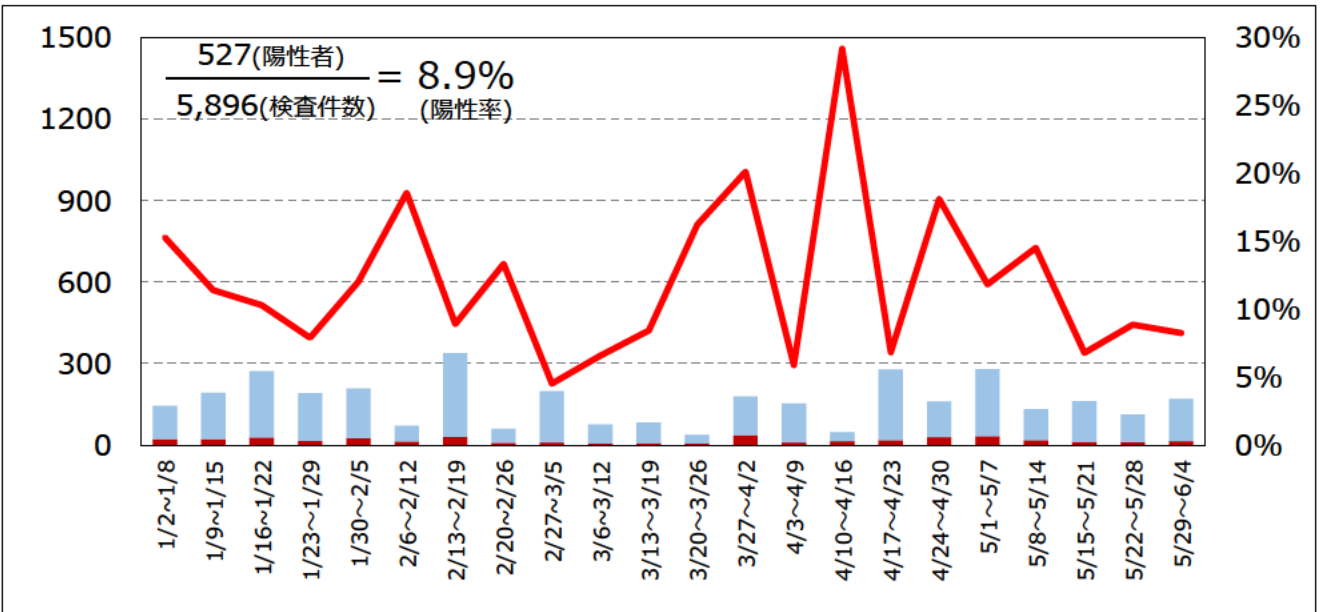
全体陽性率(n=22,990)



疑い例検査陽性率 (n= 17,094)

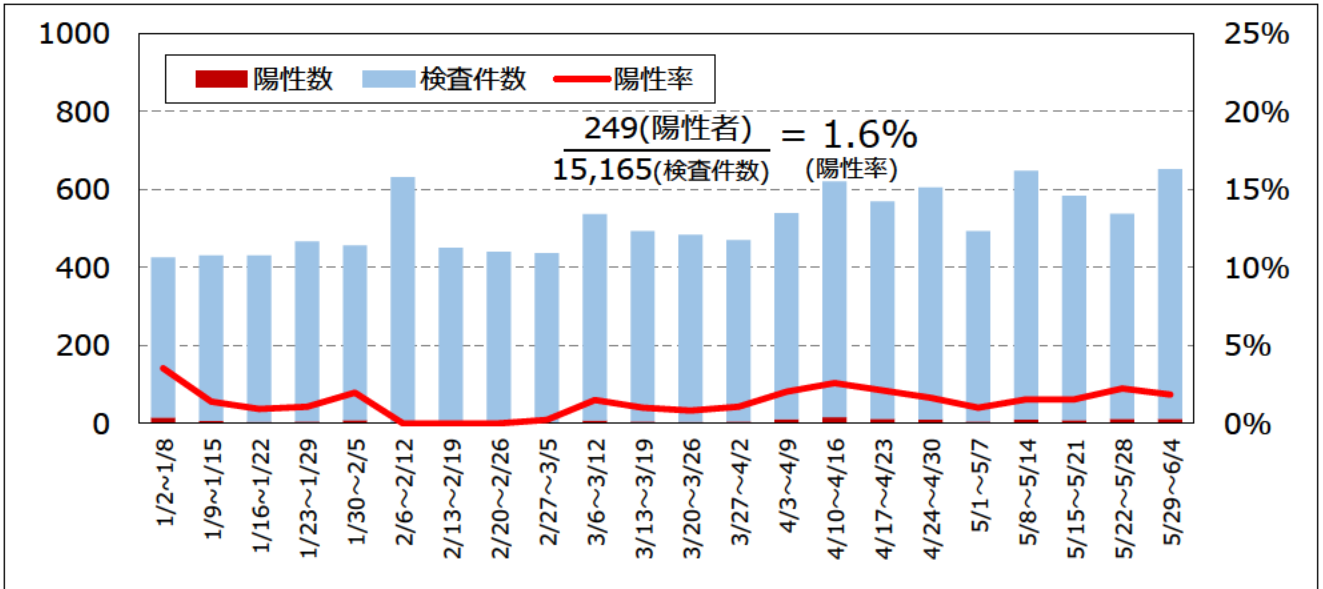


接触者検査陽性率 (n= 5,896)

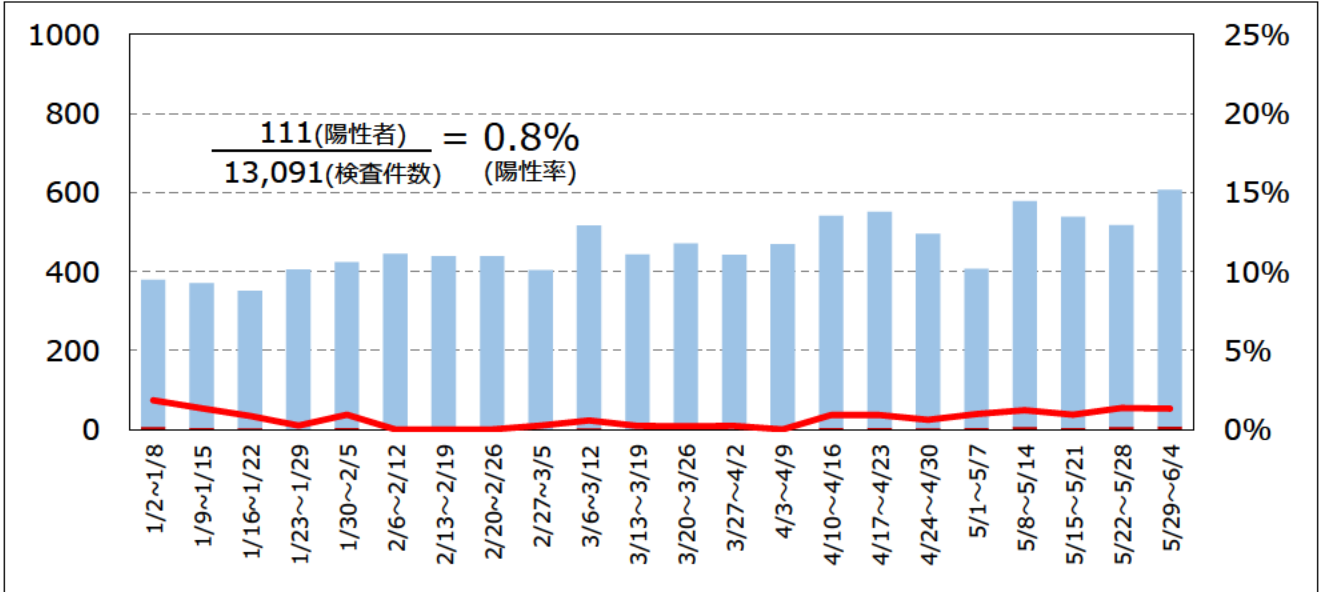


松阪保健所管内検査件数・陽性率 (n=15,165)

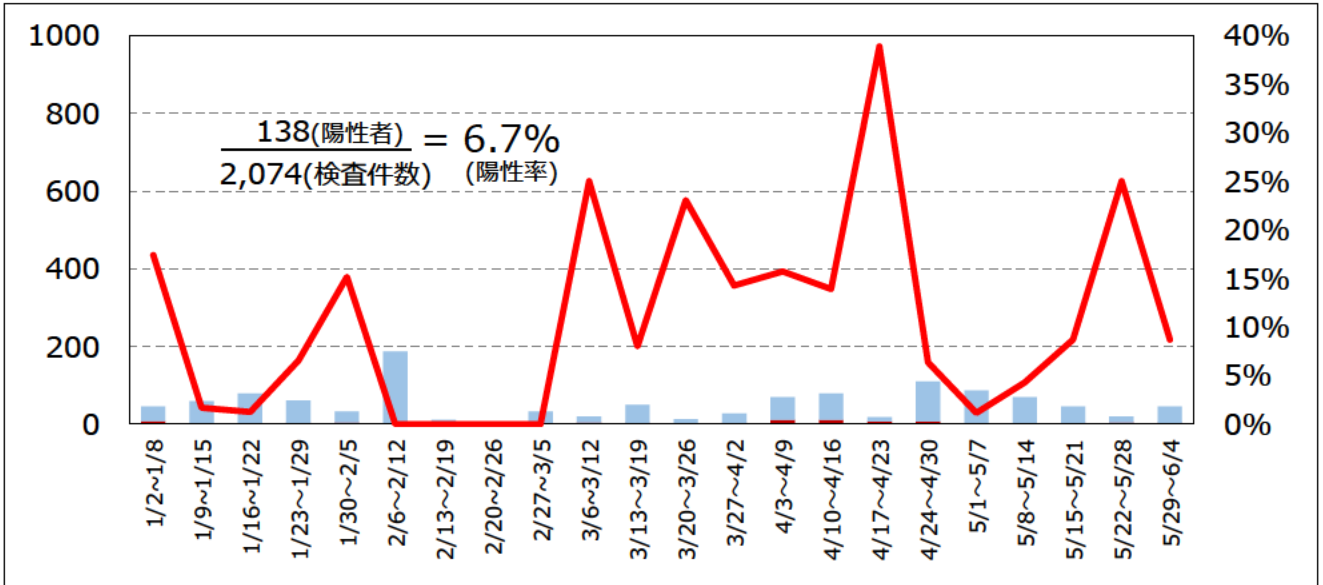
全体陽性率 (n=15,165)



疑い例検査陽性率 (n= 13,091)

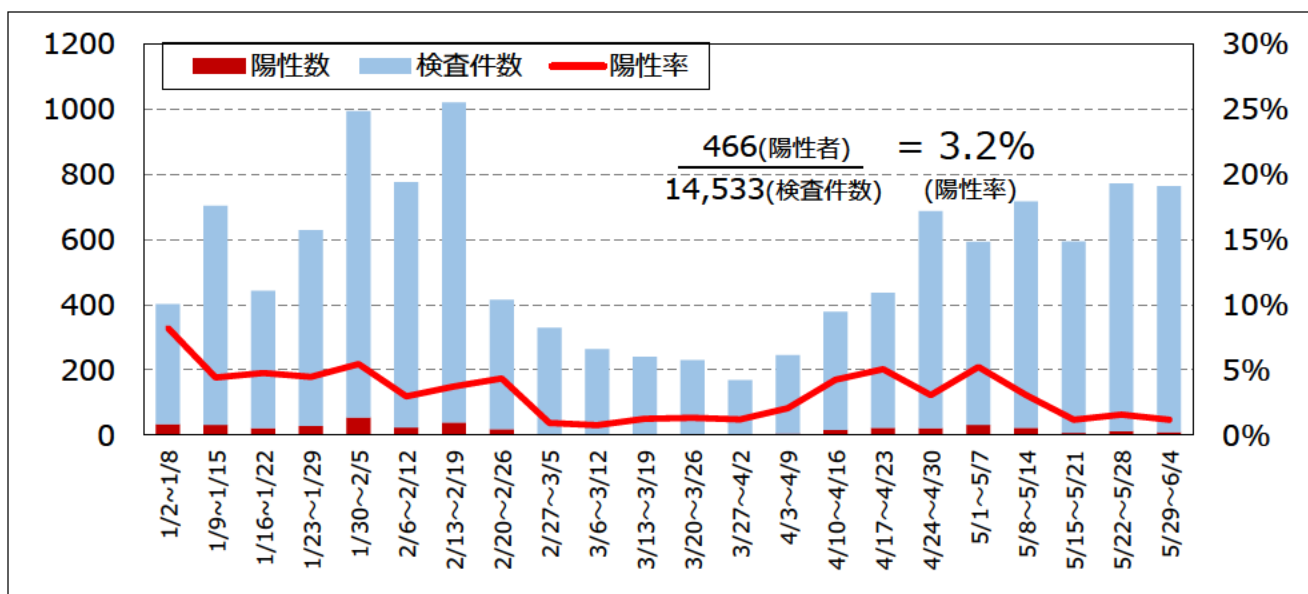


接触者検査陽性率 (n= 2,074)

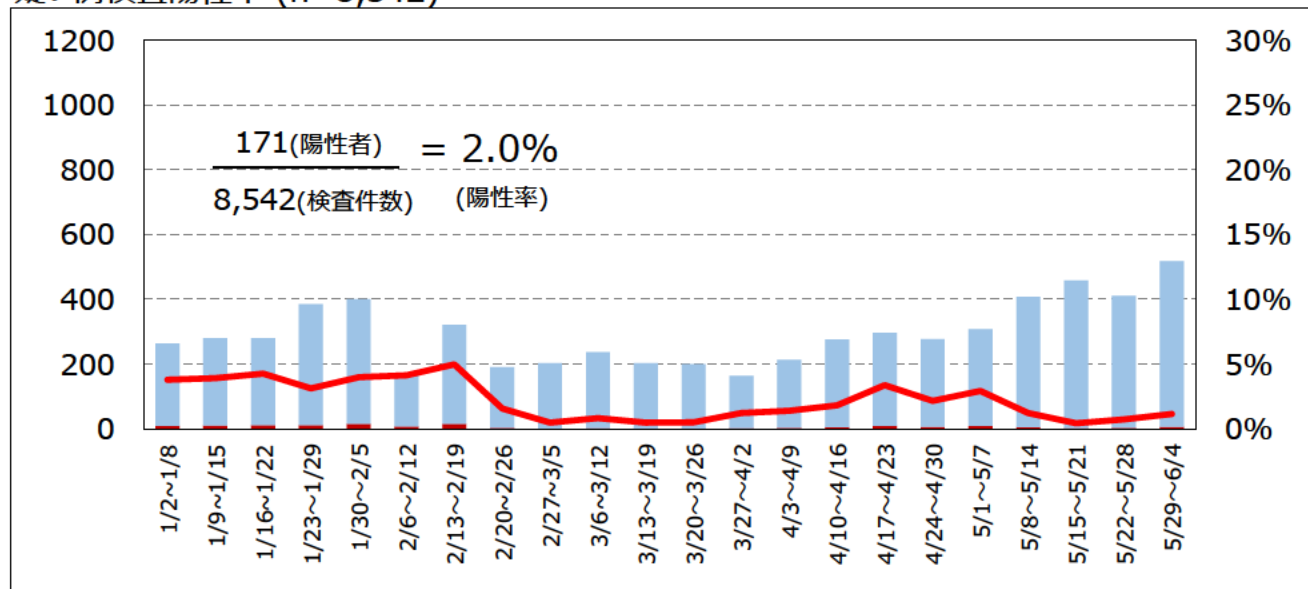


伊勢保健所管内検査件数・陽性率 (n=14,533)

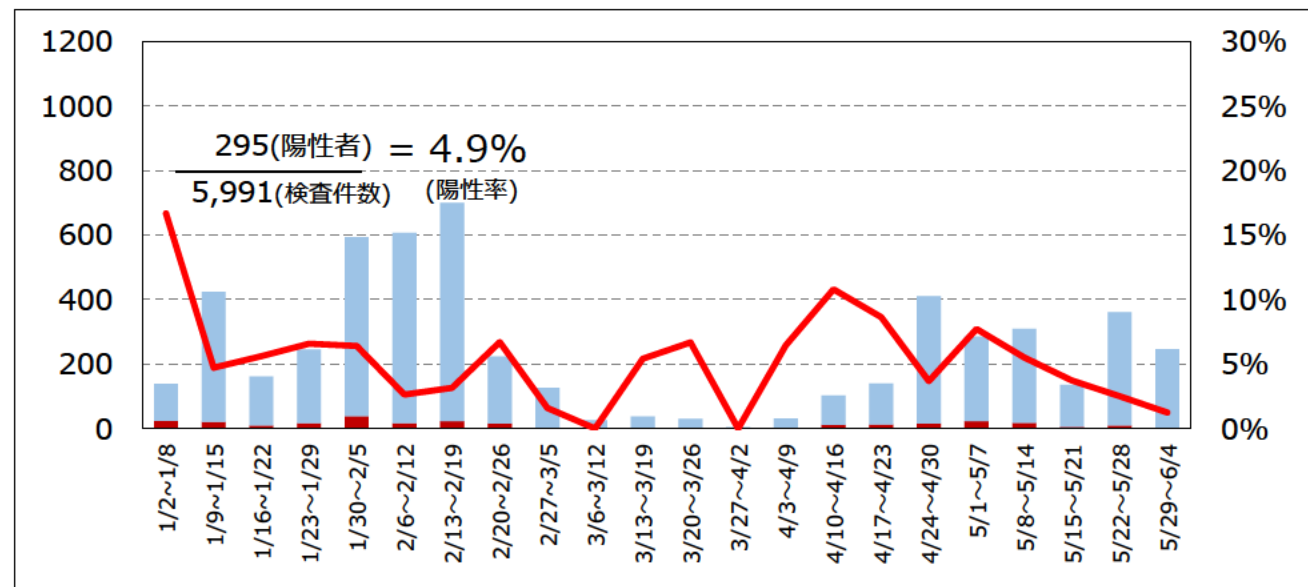
全体陽性率(n=14,533)



疑い例検査陽性率 (n=8,542)

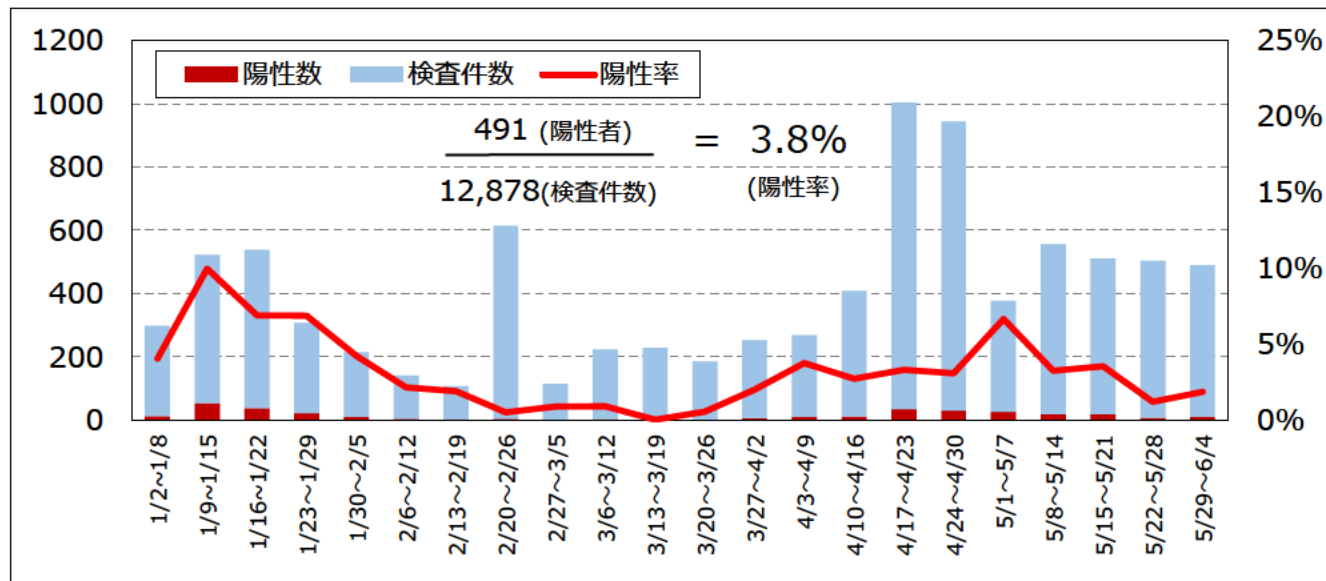


接触者検査陽性率 (n=5,991)

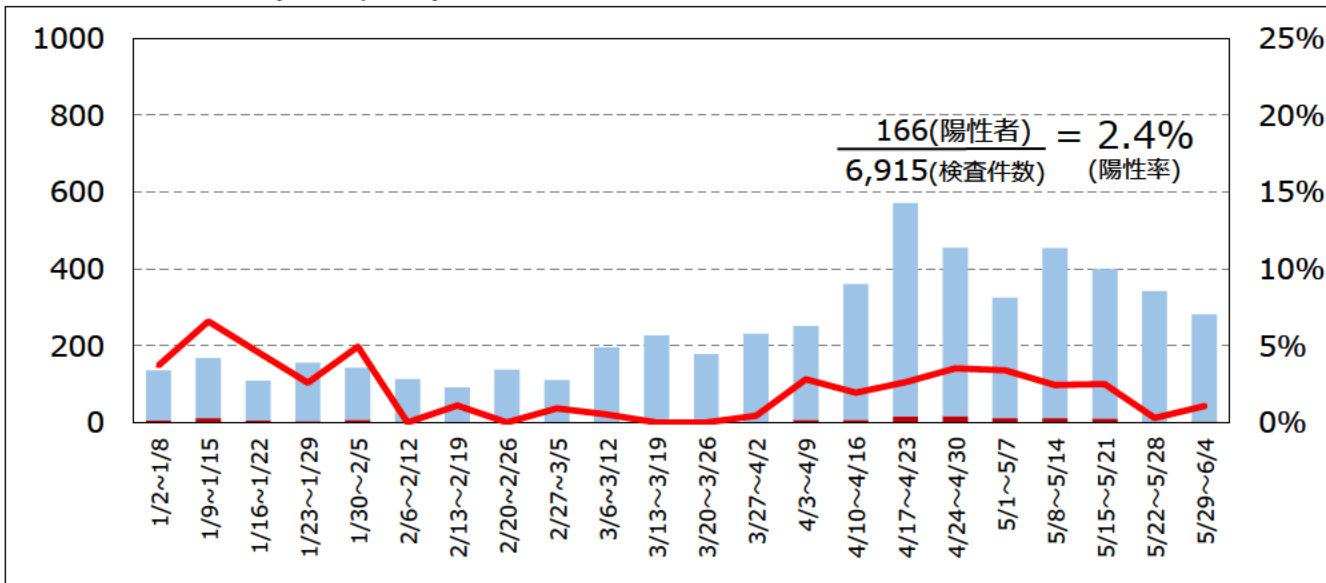


伊賀保健所管内検査件数・陽性率 (n=12,878)

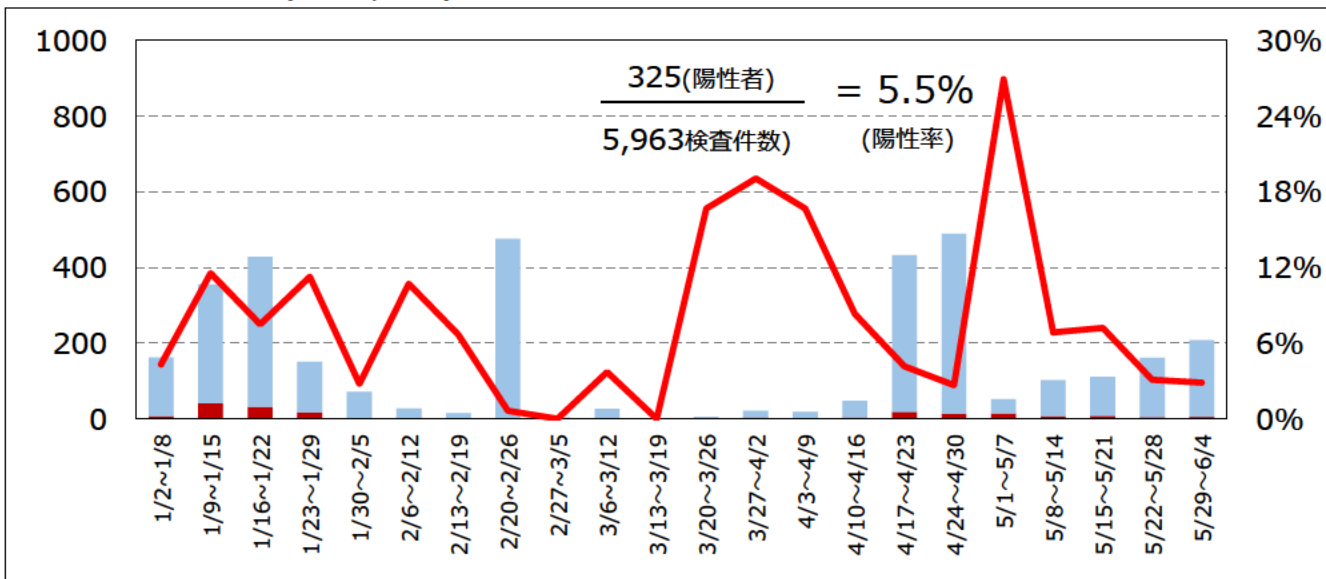
全体陽性率(n=12,878)



疑い例検査陽性率 (n= 6,915)

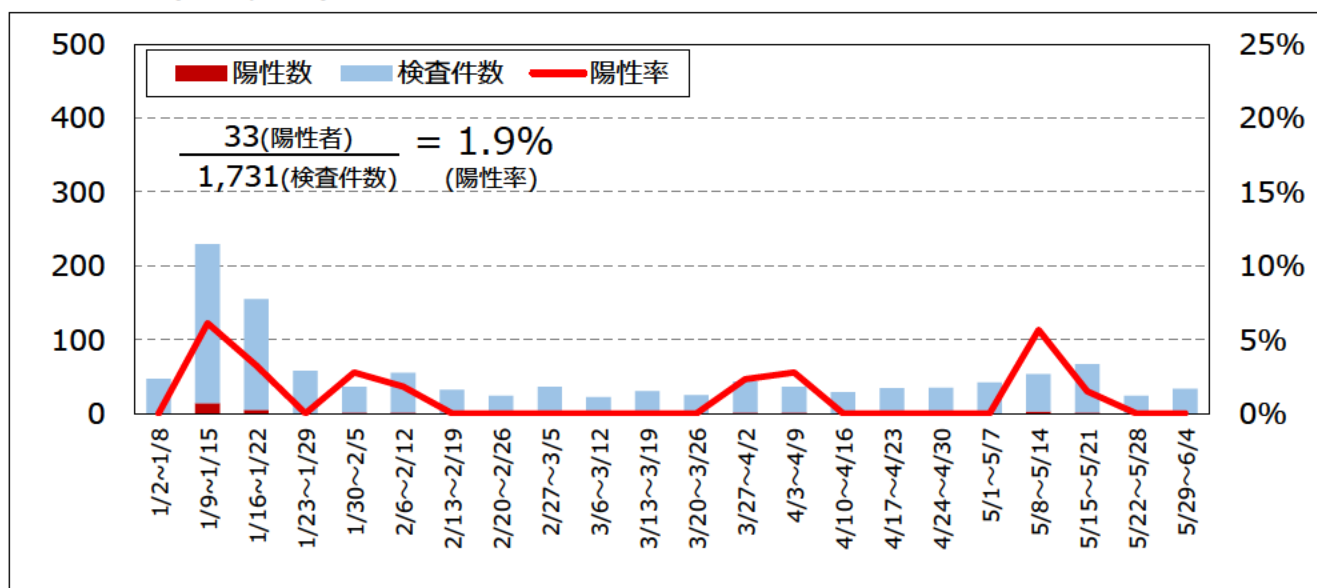


接触者検査陽性率 (n= 5,963)

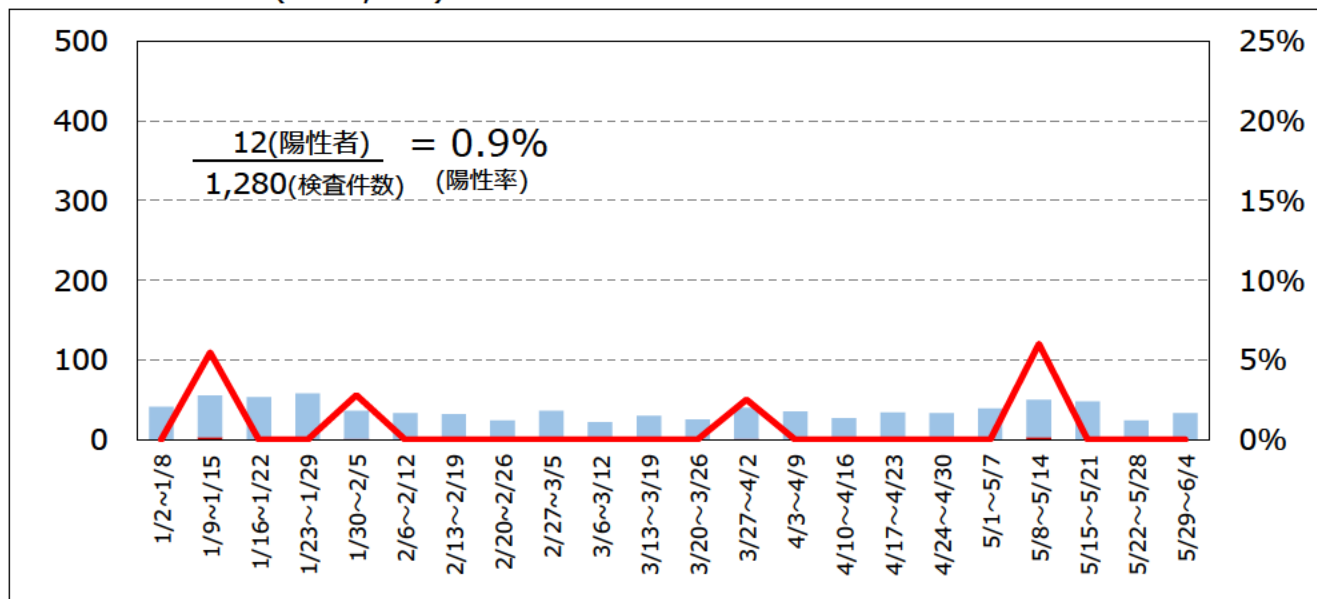


尾鷲保健所管内検査件数・陽性率 (n=1,731)

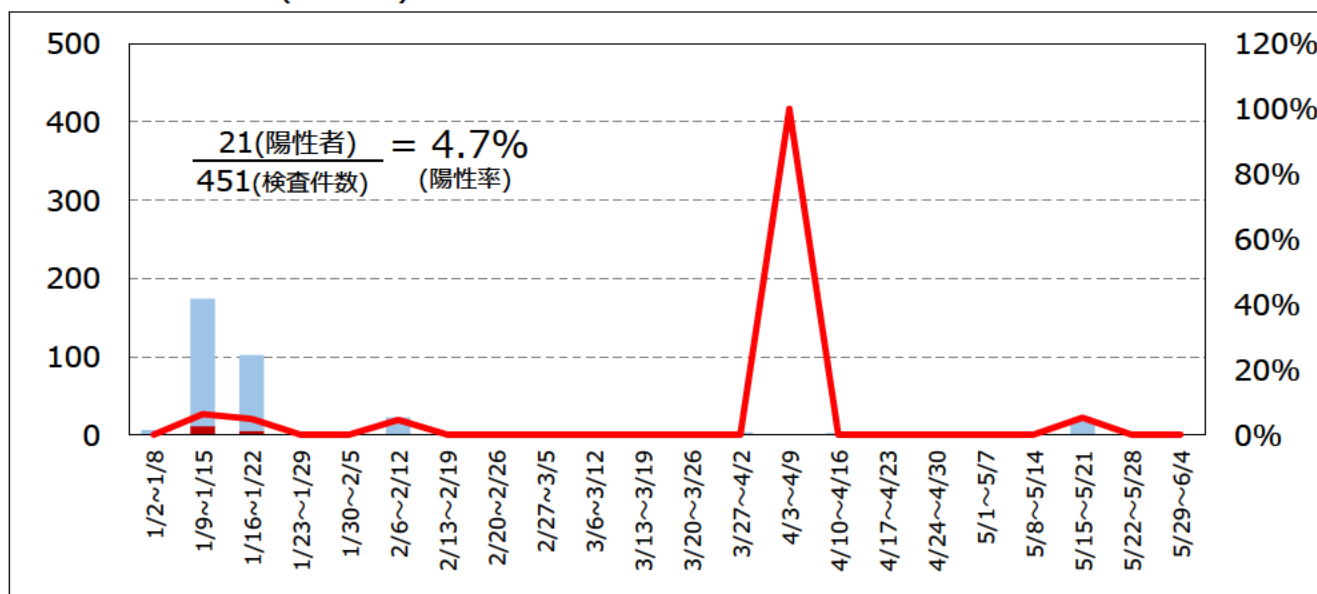
全体陽性率 (n=1,731)



疑い例検査陽性率 (n= 1,280)

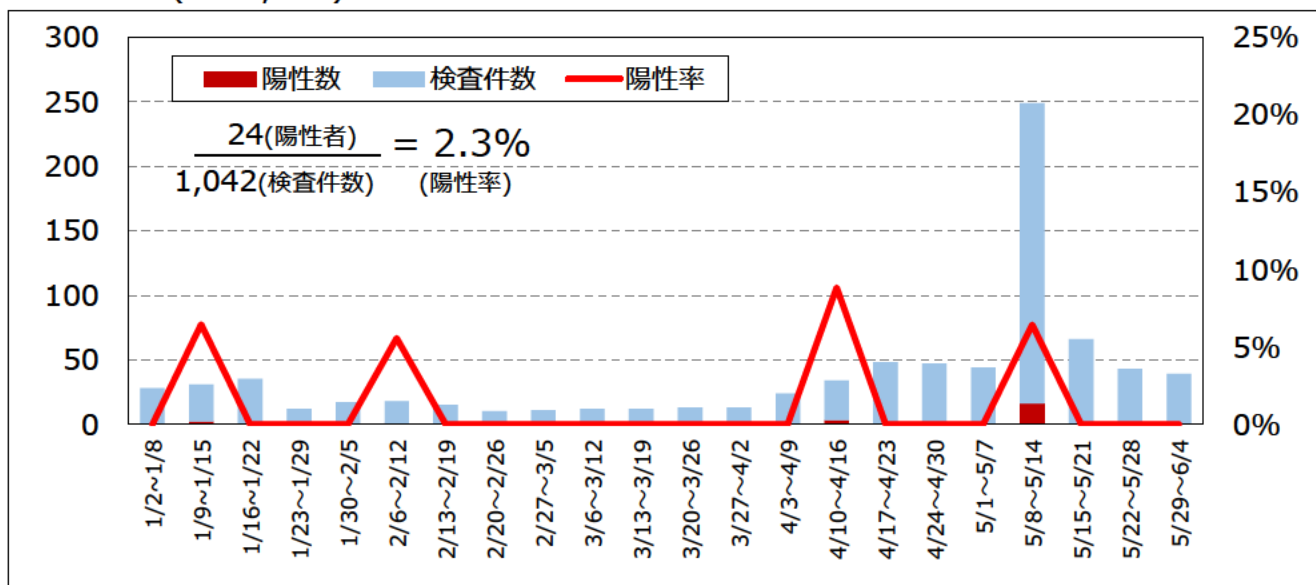


接触者検査陽性率 (n=451)

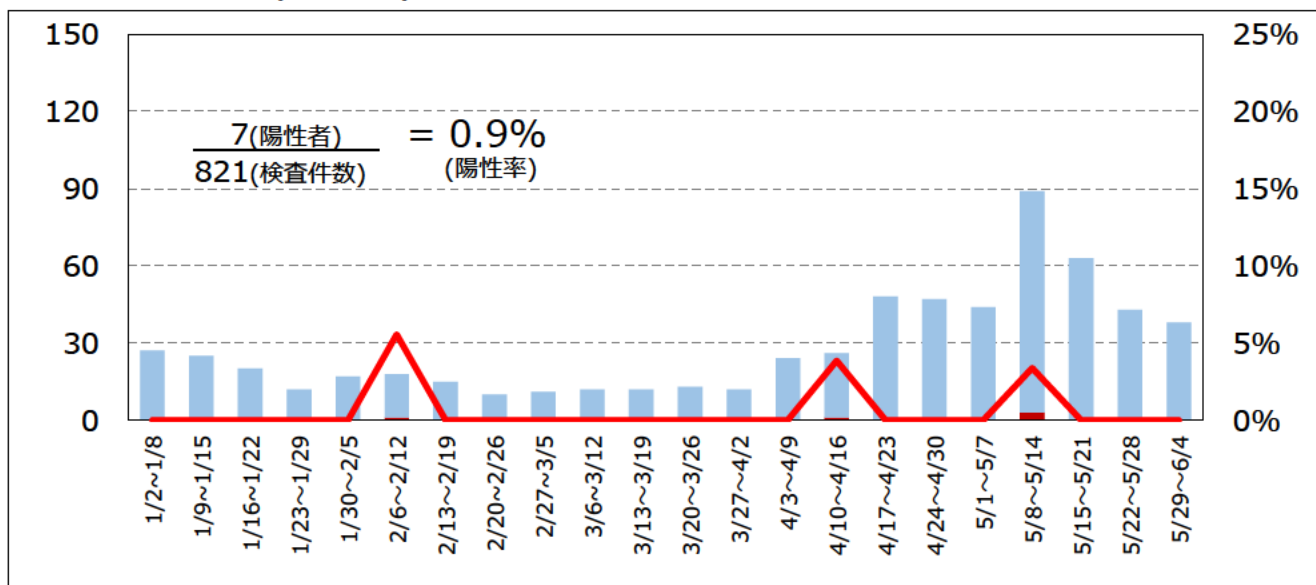


熊野保健所管内検査件数・陽性率 (n=1,042)

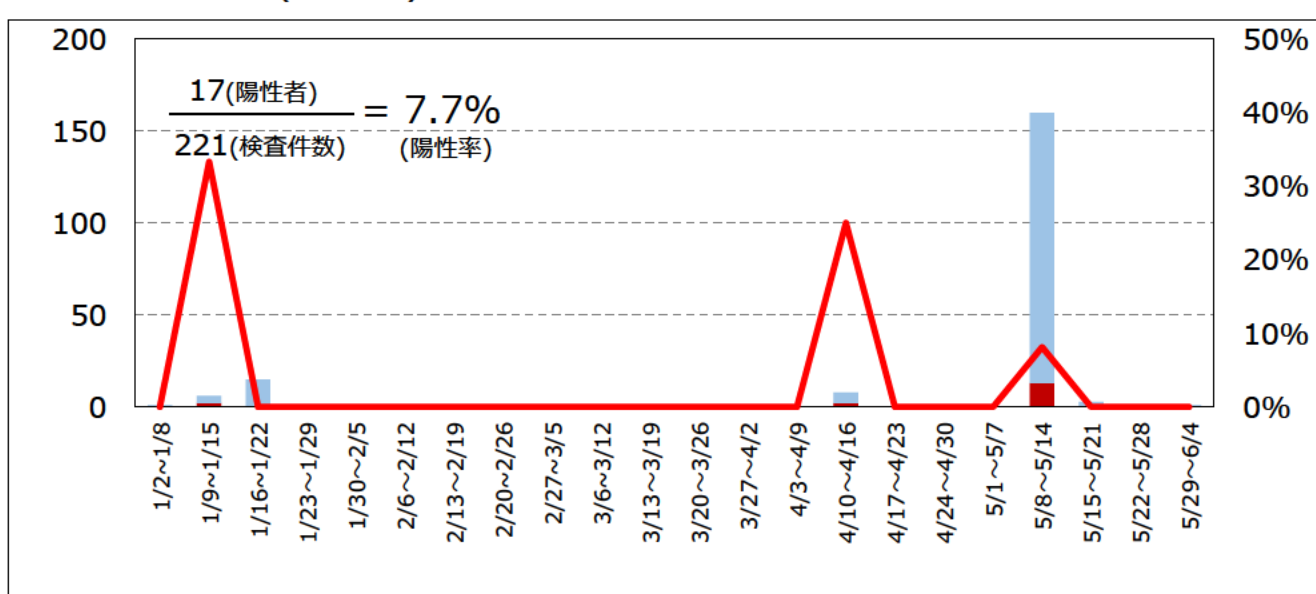
全体陽性率(n= 1,042)



疑い例検査陽性率 (n= 821)



接触者検査陽性率 (n= 221)



三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

令和 3 年 5 月 7 日

(令和 3 年 5 月 10 日一部変更)

(令和 3 年 5 月 21 日一部変更)

(令和 3 年 5 月 28 日一部変更)

(令和 3 年 6 月 11 日一部変更)

三重県

はじめに

4月以降感染者が急増するとともに、重症者数の急増、変異株への置き換わりが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎える中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されました。

まん延防止等重点措置の適用以降、新規感染者数は減少傾向がみられたものの、病床占有率は高く、医療体制に負荷がかかる状態は続いており、当初5月31日を期限としていたまん延防止等重点措置の適用期間が6月20日まで延長されました。

6月以降も、新規感染者数の減少傾向は続いているものの、いまだ多数の感染者が発生している地域もあり、病床占有率は政府分科会の示すステージⅢの基準を下回るまでには至っていません。また、近隣府県においても減少はみられるものの、依然として多数の感染者が発生するなど予断を許さない状況が続いており、特に生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県とは引き続き、面的、広域的に感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

一方で、まん延防止等重点措置の適用後1か月の感染状況をとらえ、地域ごとの状況に応じた対策とするため、特に重点的に措置を講じる区域を変更いたします。

措置実施期間：令和3年5月9日（日）～同年5月31日（月）

令和3年6月20日（日）まで延長（令和3年5月28日決定）

【実施区域】三重県全域

【特に重点措置を講じる区域】

・5月9日（日）から6月13日（日）まで

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

・6月14日（月）から6月20日（日）まで

四日市市

重点措置を講じる区域は変更となりますが、まん延防止等重点措置の期間は継続しており、病床占有率や重症者用病床占有率は減少しているものの、まだまだ楽観視できる状況ではありません。今、改めてオール三重で対策に取り組み、医療機関への負荷を軽減し、ワクチン接種を着実に進めなければなりません。

県民の皆様、事業者の皆様のこれまでのご協力は感染者数の減少という形で確実に結果として表れており、感謝を申し上げます。しかし、ここで対策を緩めることなく、しっかりと感染を抑え込んでいかなければなりません。県としても取組を進めてまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましても、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、一緒に取り組んでいただくようお願いします。

令和3年6月11日

三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

【重点措置区域内】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法¹第 31 条の 6 第 2 項に基づく協力要請】

【重点措置区域以外】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

【すべての県民の皆様へ】

○生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○県外への通勤、特に緊急事態宣言が発出されている区域への出勤については、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の推進などにより往來の機会の低減をお願いします。

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2 次会などは避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3. 事業者の皆様へ

【重点措置区域の事業者の皆様へ】

(特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請²)

- 飲食店において営業時間を 20 時までとさせていただくよう要請します。
 - 飲食店において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。
 - 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
 - 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第 5 条の 5 各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。
 - 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を 20 時までとし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様としてください。
- 《令和 3 年 6 月 1 日から要請》

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- 建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を 20 時までとさせていただくようお願いします。

※協力を依頼する施設の詳細は別紙 1 を参照

- 飲食物を提供しない店舗であっても、カラオケボックス等のカラオケ店においては、カラオケ設備の利用を避けてください。

【重点措置区域以外の事業者の皆様へ】

(すべて特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- 飲食店において営業時間を 20 時までとさせていただくよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。

² 特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 31 条の 6 第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20 万円以下の過料）があります。

- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。
- 飲食物を提供しない店舗であっても、カラオケボックス等のカラオケ店においては、カラオケ設備の利用を避けてください。
- 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を20時までとしていただくよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も同様としてください。 《令和3年6月1日から要請》

【すべての事業者の皆様へ】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減に取り組んでください。
- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。
 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 特に接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。
- 飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 感染が特に拡大している地域³との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- 商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対応をお願いします。

4. 感染防止対策の周知徹底

- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

5. イベント開催について

- 県内で開催されるイベントについては、**別紙 2**に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の（ア）（イ）のうち少ないほうを基準とするよう要請します。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
5,000 人	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント （クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等） 飲食を伴うが発声のないもの 100%以内 収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	大声での歓声・声援等が想定されるイベント （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等） 50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空ける

※5月10日（月）までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの目安（収容人数が10,000人を超える場合は収容人数の50%、収容人数が10,000人以下の場合は5,000人）を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、5月10日以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

³ 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

別紙1 協力を依頼する施設

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等	1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮 (20時まで) (イベント開催の場合は 21時まで) (映画館については21時まで) ・入場者の整理・誘導などによる 感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨を ホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 等 (図書館を除く)	
運動施設及び 遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、 ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、 柔剣道場、弓道場、ボウリング場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ、 テーマパーク、遊園地等	
	マージャン店、パチンコ店、 ゲームセンター 等	
遊興施設(※)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴 場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売 場 等	
物品販売業を営 む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)	
サービス業を営 む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)	

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。

別紙2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2 m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 2 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る <ul style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

令和3年6月11日

1 医療提供体制

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・患者の増加に伴う緊急的な対応として、重症患者、中等症患者の受入体制の強化に向け、各医療機関と個別に協議を行い、435床の病床を確保しています。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。

(2) 後方支援病院等の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護老人保健施設については、三重県老人保健施設協会の協力のもと、現時点で県内42施設において回復患者の受入が可能となっています。
- ・後方支援病院については、現時点で34施設において回復患者の受入が可能となりました。引き続き、地域単位での後方支援体制の整備を支援するなど体制整備を図ります。

(3) 宿泊療養施設の充実

- ・宿泊療養施設の活用を図るため、入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準の見直しを行いました。
- ・宿泊療養施設については、四日市市に1施設新たに確保し、145室から95室増の240室となりました。現在、6月15日の受け入れ開始に向け、運用訓練等を実施しています。

(4) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの貸与、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保しました。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了する見通しとなりました。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町の要望をふまえ、各市町の接種会場において接種に協力していただける医療従事者について、6月9日時点で県内6市町にのべ124名を派遣することとしています。また、集団接種会場を四日市大学（四日市市）、国立大学法人三重大学（津市）、三重県営サンアリーナ（伊勢市）に開設し、31,220回

の接種を行います。また、集団接種会場において必要な医療従事者については、県内の病院、看護師等学校養成所、三重県看護協会等に協力いただきながら必要な人員を確保します。

- ・供給されたワクチンを無駄にすることなく効率的に使用できるよう、接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- ・地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、各市町が準備している接種事業に影響を与えないという前提のもと、企業等における職域接種が円滑に実施できるよう、新たに設置した「職域接種支援プロジェクト」において、接種促進に向けた調整等を行います。

「職域接種にかかる相談窓口」

電話 059-224-2082 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

3 まん延防止

(1) 検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備します。
- ・厚生労働省が医療機関・高齢者施設等に対して配布する抗原簡易キット約10万回分について、事業の周知を図るとともに、積極的な活用を呼びかけるなど、検査体制の充実を図ります。

(2) 社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5月に重点措置区域とされた7市5町及び津市において、7月末まで実施します。これまでに、対象施設758施設のうち約7割の525施設から21,255人分の申し込みがあり、6月9日時点で、507施設、のべ27,645人分の検査を実施しました。
- ・特に、まん延防止等重点措置の実施期間中においては、検査の頻度を週1回として集中的に実施するとともに、その後も予防的な観点から定期的な検査を実施していきます。

(3) クラスタ発生時の早期介入

- ・クラスタの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスタの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスタ対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施します。なお、6月14日の週から、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インドで最初に検出された変異株）を含む変異株検査に対応していきます。
- ・国立感染症研究所から貸与される検査機器（次世代シーケンサー）を用いて、今後変異株のゲノム解析を行えるよう、解析体制の構築に取り組みます。

(5) 事業者への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体と連携・情報共有して実施しています。
- ・感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所への指導監督の強化を三重労働局に要請し、三重労働局においては、5名以上の外国人を雇用する県内事業所610社を対象に、改めて感染拡大防止対策の基本的事項への自発的な対応を促すとともに、すべての事業所を対象に、テレワーク・時差出勤等の推進など、感染防止対策の5つのポイントについて、5月中にその取組状況の報告を依頼しました。6月に労働基準監督署において、個別の訪問支援が実施される予定です。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、

ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。

- ・外国人を雇用する県内企業約 270 社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼しています。また、名古屋出入国在留管理局や三重労働局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化します。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

(7) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県内の主要道路において、AIカメラを活用して道路交通量を計測し、その推移を毎週公表するとともに、県内各地の道路情報板、県ホームページ、県土整備部公式ツイッターで交通量の状況に応じたメッセージを掲示し、利用者の方々に移動の自粛を呼びかけています。
- ・多くの人が集まる海岸や河川敷に注意喚起看板（日本語、英語、ポルトガル語）を設置し、土曜日、日曜日に広報車による感染防止対策の徹底の呼びかけパトロールを実施しています。県外からの利用も多くみられることから、県境を越えた三重県への移動自粛の協力依頼を含め呼びかけを行っています。また、特に大人数での飲食が見られた御殿場海岸、香良洲地区海岸については、一部閉鎖する措置を講じます。
- ・飲食が想定される鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパークなどの県営都市公園（5箇所）で感染防止対策の徹底の呼びかけを実施しています。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に、まん延防止等重点措置について声掛けを行っています。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算及び5月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

- ・結婚式場を含め飲食店への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に、引き続き時短要請協力金を支給します。6月14日以降、引き続き重点措置区域となる四日市市においては、重点措置区域の協力金額が支給され、重点措置区域から外れる区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）においては、1日あたりの

協力金額の算出方法が変更となり、その他区域と同じ扱いとなります。

- ・営業時間短縮要請に加え、重点措置区域内の飲食店等に対しては、酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった要請をおこなっていることから、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・引き続き重点措置区域となる四日市市においては、大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に、集客施設時短要請協力金を支給します。なお、重点措置区域から外れる区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）においては、6月14日以降、時短要請の対象から外れることから支給対象外となります。また、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県集客施設時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする国の「月次支援金」について、活用が促進されるよう情報提供を行っています。
- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、売上が30%以上50%未満まで減少した（一部を除く）飲食店取引事業者等（※）を対象として支援金を支給します。

※ 飲食店取引事業者等とは

- ① 県内の飲食店取引事業者
- ② タクシー事業者・自動車運転代行業者
- ③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者・結婚式場

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、売上が30%以上50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」
電話番号 059 - 224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給することとし、6月下旬から申請受付を開始します。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されていましたが、重点措置区域で時短営業に協力する事業者については、4月末までとなっていた特例措置が、現時点で7月末まで引き続き適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者に情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行っています。
- ・時短要請に係る協力状況について、4月28日から5月10日までの間で、警察とも連携しながら、対象となる全ての飲食店9,149店舗の見回りを完了し、8,841店舗（廃業・移転等により見回りが実施できなかった215店舗を除く協力率99.0%）で要請にご協力頂いていることを確認しました。また、感染防止対策の実施やカラオケ設備の利用停止、酒類の提供自粛の要請への協力状況を確認するため、市町とも連携し、5月12日から5月31日までの間で現地調査を行いました。

（2）飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約1,400施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を4月26日から実施しています。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5月11日に運用を開始しました。また、6月10日からは、申請のあった飲食店等への現地確認を開始しています。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月下旬に申請要項等を公表します。

（3）更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費の補助や、感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を開始しています。また、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助については、6月下旬までには募集を開始します。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行うこととし、7月上旬に申請要項等を公表します。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模事業者がコロナ禍を乗り越えられるよう、特に売上が減少している事業者等を対象に、事業継続や業態転換を図るための支援の取組について、5月31日から募集を開始しています。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援

- ・県内において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引するモデルとなる企業を育成し、県内中小企業全体のDX推進につなげます。
- ・海外・県外生産品の県内製造への転換など、県内企業における強靱なサプライチェーン構築のための設備投資等に対して支援を行います。
- ・「みえの食」の販路拡大を図るため、ECサイトの機能を充実するとともに、それを活用したキャンペーン等を実施します。
- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後すみやかに、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行業者や宿泊事業者等を支援します。